

目 次

◎会議録第1号（2月27日）議案説明

開 会	5
日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告	5
日程第2 教育長諸般の報告	8
開 議	11
日程第3 会議録署名議員の指名	11
日程第4 会期の決定	11
日程第5 議案第1号 松前町事務分掌条例の一部を改正する条例	11
日程第6 議案第2号 松前町情報公開条例の一部を改正する等の 条例	12
日程第7 議案第3号 松前町個人情報の保護に関する法律施行条 例	13
日程第8 議案第4号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬 及び費用弁償に関する条例及び松前町執行 機関の附属機関設置条例の一部を改正する 条例	15
日程第9 議案第5号 松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に 関する基準を定める条例	16
日程第10 議案第6号 松前町特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の運営に関する基準を定める条例	18
日程第11 議案第7号 松前町放課後児童健全育成事業の設備及び 運営に関する基準を定める条例	19
日程第12 議案第8号 松前町子ども・子育て会議条例の一部を改 正する条例	20
日程第13 議案第9号 松前町国民健康保険条例の一部を改正する 条例	21
日程第14 議案第10号 松前町道路占用料徴収条例の一部を改正す る条例	22
日程第15 議案第11号 松前町都市公園条例の一部を改正する条例	23
日程第16 議案第12号 松前町庁舎空調設備改修工事請負契約の締 結について	24
日程第17 議案第13号 権利の放棄について	26

日程第18	議案第14号	令和4年度松前町一般会計補正予算（第12号）	27
日程第19	議案第15号	令和4年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	27
日程第20	議案第16号	令和4年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	27
日程第21	議案第17号	令和4年度松前町介護保険特別会計補正予算（第5号）	27
日程第22	議案第18号	令和4年度松前町水道事業会計補正予算（第4号）	27
日程第23	議案第19号	令和5年度松前町一般会計予算	30
日程第24	議案第20号	令和5年度松前町国民健康保険特別会計予算	30
日程第25	議案第21号	令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計予算	30
日程第26	議案第22号	令和5年度松前町介護保険特別会計予算	30
日程第27	議案第23号	令和5年度松前町水道事業会計予算	31
日程第28	議案第24号	令和5年度松前町下水道事業会計予算	31
日程第29	議選第1号	伊予市外二町共有物組合議会議員の選出について	38
散	会		39

◎会議録第2号（3月6日）一般質問

開	議		44
日程第1	会議録署名議員の指名		44
日程第2	議案の訂正の件		
日程第3	一般質問		
	10番 藤岡 緑議員		45
	5番 影岡 俊範議員		55
	12番 岡井馨一郎議員		59
	2番 西村 元一議員		67
散	会		80

◎会議録第3号（3月15日）委員長報告

		算（第5号）……………	99
日程第19	議案第18号	令和4年度松前町水道事業会計補正予算 （第4号）……………	99
日程第20	議案第19号	令和5年度松前町一般会計予算……………	104
日程第21	議案第20号	令和5年度松前町国民健康保険特別会計予 算……………	104
日程第22	議案第21号	令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計 予算……………	104
日程第23	議案第22号	令和5年度松前町介護保険特別会計予算……………	104
日程第24	議案第23号	令和5年度松前町水道事業会計予算……………	104
日程第25	議案第24号	令和5年度松前町下水道事業会計予算……………	104
日程第26	議案第25号	松前町監査委員の選任について……………	117
日程第27	議案第26号	松前町教育委員会委員の任命について……………	118
日程第28	議案第27号	令和4年度松前町一般会計補正予算（第13 号）……………	119
日程第29	議案第28号	令和5年度松前町一般会計補正予算（第1 号）……………	120
日程第30	議案第27号	令和4年度松前町一般会計補正予算（第13 号）……………	121
日程第31	議案第28号	令和5年度松前町一般会計補正予算（第1 号）……………	121
追加日程第1	議員提出議案第1号	松前町議会の個人情報保護 に関する条例……………	122
日程第32	議員派遣の件……………		125
閉 議……………			125
町長挨拶……………			125
閉 会……………			126

2月27日（第1号）

令和5年松前町議会第1回定例会会議録

令和5年2月27日第1回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

2番 西村元一	3番 渡部恵美	4番 曾我部秀司
5番 影岡俊範	6番 田中周作	7番 住田英次
8番 稲田輝宏	9番 加藤博徳	10番 藤岡緑
11番 村井慶太郎	12番 岡井馨一郎	14番 伊賀上明治

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の12名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	岡本靖
副町長	徳居芳之
教育長	足立一志
総務部長	大川康久
保健福祉部長	早瀬晴美
産業建設部長	渡部博憲
出納局長	住田民章
教育委員会 事務局長	仙波晴樹
総務課長	友田秀樹
財政課長	田中志延
保険課長	柏原正
子育て・ 健康課長	大西雅弘
まちづくり課長	山田善仁

会計課技監	伊達圭亮
上下水道課長補佐	柏原美和
学校教育課長	金子裕之
社会教育課長	三原三千夫

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会議務局長	楠田匡志
議会議務局 書記	徳本敏子

令和5年松前町議会第1回定例会

議事日程表

No.1

	令和5年2月27日(月)	午前9時30分	開議
	開 会		
日程第1	町長挨拶並びに諸般の報告		
日程第2	教育長諸般の報告		
	開 議		
日程第3	会議録署名議員の指名		
日程第4	会期の決定		
日程第5	議案第1号	松前町事務分掌条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第6	議案第2号	松前町情報公開条例の一部を改正する等の条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第7	議案第3号	松前町個人情報保護に関する法律施行条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第8	議案第4号	松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(文教厚生)
日程第9	議案第5号	松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(文教厚生)
日程第10	議案第6号	松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(文教厚生)
日程第11	議案第7号	松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(文教厚生)
日程第12	議案第8号	松前町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(文教厚生)
日程第13	議案第9号	松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(文教厚生)
日程第14	議案第10号	松前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	

上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）
日程第15	議案第11号	松前町都市公園条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（文教厚生）
日程第16	議案第12号	松前町庁舎空調設備改修工事請負契約の締結について	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）
日程第17	議案第13号	権利の放棄について	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（文教厚生）
日程第18	議案第14号	令和4年度松前町一般会計補正予算（第12号）	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）
日程第19	議案第15号	令和4年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）
日程第20	議案第16号	令和4年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）
日程第21	議案第17号	令和4年度松前町介護保険特別会計補正予算（第5号）	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）
日程第22	議案第18号	令和4年度松前町水道事業会計補正予算（第4号）	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）
日程第23	議案第19号	令和5年度松前町一般会計予算	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）
日程第24	議案第20号	令和5年度松前町国民健康保険特別会計予算	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）
日程第25	議案第21号	令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計予算	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）
日程第26	議案第22号	令和5年度松前町介護保険特別会計予算	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）
日程第27	議案第23号	令和5年度松前町水道事業会計予算	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）
日程第28	議案第24号	令和5年度松前町下水道事業会計予算	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）
日程第29	議選第1号	伊予市外二町共有物組合議会議員の選出について	
上程	指名推選		

午前9時30分 開会

○議長（加藤博徳） ただいまから令和5年松前町議会第1回定例会を開会します。

~~~~~

#### 日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告

○議長（加藤博徳） 日程第1、町長挨拶並びに諸般の報告を行います。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議長の御指名によりまして、御挨拶を申し上げます。

立春を過ぎ、日差しに春の訪れを感じる季節となりました。

本日、令和5年松前町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御参集をいただきありがとうございました。

本議会におきましては、令和5年度一般会計予算案をはじめ、当面する町政の諸案件について御審議いただくことになっておりますので、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、先月27日に国はオミクロン株と大きく病原性の異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけをこれまでの2類から季節性インフルエンザと同等の5類に移行する方針を決定しました。この位置づけの変更に伴い、国はこれまで講じてきた政策、措置を見直すこととしており、屋内でのマスク着用の一般的なルールの変更を検討するほか、患者等への対応や医療提供体制については、3月上旬をめどに具体的な方針を示すこととしています。

愛媛県においては、陽性者数がピーク時に比べて大幅に減少するなど、状況が改善に向かっていることから、昨年12月15日に発出していた医療ひっ迫警戒宣言を今年15日に終了いたしました。

一方で、現在も多くの医療機関や高齢者施設において、重症化リスクが高い高齢者や基礎疾患のある方が感染し多数療養されているなど、地域の医療負荷は継続していることから、警戒レベルは特別警戒期間を維持しています。町民の皆様には、感染再拡大を防ぐため、引き続き医療機関の適正受診を心がけていただくとともに、感染回避行動を徹底していただきますようお願いいたします。

それでは、令和5年第1回定例会の開会に当たり、提案しております各議案の説明に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

初めに、消防出初式について申し上げます。

先月8日に、松前公園で令和5年松前町消防出初式を開催いたしました。3年ぶりに規模を縮小することなく、消防団員など消防関係者約450人が参加し開催できたことをうれしく思います。オープニングセレモニーでは、松前方面隊が木やり唄を披露し、式典では

小型ポンプ操法の披露や功績のあった団員の表彰を行い、式の最後は消防団員の皆さんに迫力のある一斉放水で締めくくっていただきました。

消防団員の皆様には、町民の生命と財産を守るため、日夜献身的に活動していただきおまして、改めて心から感謝と敬意を表しますとともに、今後とも地域防災の要として御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、総合防災訓練について申し上げます。

先月22日に、松前町国体記念ホッケー公園体育館で松前町総合防災訓練を行いました。3年ぶりの開催となった今回は各地区の自主防災組織など約60人が参加し、近年重要視されている避難所における感染防止を踏まえ、避難所運営の強化を目的として実施しました。訓練では、避難所の受入れ訓練のほか、新しく整備した避難所用のテントや間仕切り、簡易折り畳みベッドや凝固剤や水を使用した簡易トイレについて設置訓練を実施するとともに、簡易トイレの使用方法を学びました。訓練を通して参加者の皆様には避難の在り方を考える機会となり、防災への意識を高めていただくことができたと思っています。

次に、二十歳の記念式について申し上げます。

先月8日に、松前総合文化センターで令和5年二十歳の記念式を開催しました。令和4年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたため、本町では、従来の成人式を二十歳の記念式に名称を変更し開催し、今年度二十歳になる353名の対象者のうち、231名の方に参加をいただきました。式では、町内3校区の代表者3名が、松前町で生まれ育った誇り、そして成人としての決意を心に刻み、これからの人生を歩んでいきたいと決意を述べました。

このほか、対象者で構成する実行委員会が企画した恩師からのメッセージ動画の紹介や豪華景品が当たる抽せん会など、様々なイベントが行われ、参加した皆さんには、旧友との再会を喜びながら昔を懐かしみ、楽しい時間を過ごしていただくことができました。

次に、公民館研究大会、生涯学習推進大会について申し上げます。

今月5日に、松前総合文化センターで第44回松前町公民館研究大会・令和4年度松前町生涯学習推進大会が開催されました。シンポジウムでは、愛媛大学社会連携推進機構の前田眞教授をコーディネーターに迎え、元気が出るまちづくりについて、出作分館、南黒田分館、西高柳分館の3分館が事例を発表しました。約200人の参加者に公民館活動の充実のため、理解を深めていただくことができました。

次に、姉妹都市交流について申し上げます。

先月20日に、姉妹都市のまつまえ町と給食交流を行い、両町の子どもたちに食を通じた文化交流を体験してもらいました。町内の小中学校では、ホッケのすり身が入った三平汁や松前漬けなど北海道まつまえならではの料理が提供されました。子どもたちからは、初めて食べた三平汁と松前漬けがおいしかった、また食べたいとの声が聞かれ、給食交流を

通じて異なる食文化を楽しんでいました。来年度は4年ぶりに両町の子どもたちが互いの町を訪れる相互の訪問交流を復活させたいと考えており、実体験を通じて両町の子どもたちの絆が深まることを期待しています。

次に、地域コミュニティの活性化について申し上げます。

先月21日に、南黒田公民館が約60年ぶりに生まれ変わりました。この南黒田公民館の建築は、松前町で初めて認可地縁団体が事業主体となって行われました。塩屋集会所以来11年ぶりの公民館建築ということもあり、本町といたしましても、地域のためにできる限りの支援を行いました。建築過程において様々な問題に遭遇いたしましたが、その都度、地域と町で協議し、関係機関や地域の皆さんの協力を得ながら、二人三脚で事業を進めました。立派な公民館が完成したことを大変うれしく思っています。

今後は、地域交流拠点及び防災拠点として地域の皆さんで利用していただき、地域活性化が進むことを大いに期待しています。

次に、子育て支援について申し上げます。

先月30日に、公益財団法人日本青年会議所が令和3年1月から展開しているベビーファースト運動に参画いたしました。この運動は、みんなで赤ちゃんを育ていく優しい社会を目指し、子育て世代が子どもを産み育てたくなる社会を実現しようとする運動で、その理念に共感し、参画したものです。

今後は、同会議所と連携し、子どもと家庭、地域や社会が笑顔であふれるまちを目指して子ども・子育て事業を推進してまいりたいと考えています。

次に、ホッケーのまちづくりについて申し上げます。

3月11日、12日の2日間、松前町国体記念ホッケー公園ホッケー場で、第4回中学生ホッケー交流大会まさきカップを開催します。今回は、香川、広島、山口、大分、奈良の5県から15チームが参加する予定です。県内外から多くのチームに参加していただくことで大会が盛り上がり、試合では町内の子どもたちが大いに活躍することを期待しています。

また、3月12日から20日までホッケー男子日本代表サムライジャパンが同所において、2024パリオリンピックに向けた強化合宿を行うことが決定しました。今回で5年連続となり、本町での実施が定着してきたことを大変うれしく思っています。また、サムライジャパンの皆様には、町内の子どもたちを対象に3月18日にホッケー教室を開催していただく予定です。今回は5年目という節目の年を記念して、公益社団法人日本ホッケー協会公認アンバサダーのロッチ中岡氏をお招きし、盛り上げたいと考えています。

引き続き、ホッケーの聖地・松前町を目指し、ホッケーのまちづくりを推進してまいります。

以上が諸般の報告であります。

なお、本定例会には、条例案件11件、予算案件11件、その他議決を求めるもの2件、合

わせて24件の議案を提出しております。各議案の詳細につきましては、提案理由の中で説明申し上げたいと思います。何とぞ慎重に御審議の上、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 町長挨拶並びに諸般の報告を終わります。

ここで演壇を整備しますので、暫時休憩をいたします。

午前9時43分 休憩

午前9時44分 再開

○議長（加藤博徳） 再開します。

~~~~~

日程第2 教育長諸般の報告

○議長（加藤博徳） 日程第2、教育長諸般の報告を行います。

足立一志教育長。

○教育長（足立一志） 議長の許可をいただきましたので、諸般の報告をさせていただきます。

初めに、学校教育について報告いたします。

令和4年度の町内幼稚園、小中学校の状況は、幼稚園2園、園児数64名、昨年度比7名減、小学校3校、児童数1,689名、昨年度比33名減、中学校3校、生徒数827名、昨年度比29名増です。

教育活動全般については、コロナ禍も3年間を過ぎ、感染拡大予防対策と同時に子どもたちの学習の場の確保に努めました。制限のある中ではありましたが、昨年度以上に多くの活動を行うことができました。

昨年度から本格的に開始されたGIGAスクール構想では、えひめICT学習支援システムなどのソフトを導入し、学習効果の向上に努めました。タブレット活用の技術的な支援ができるよう情報通信技術支援員を派遣し、町内小中学校において巡回指導を行っています。また、学校におけるDX化推進の一環として校務支援システムを本格的に導入し、教職員の業務の効率化を進めました。

小中学生の学力、体力の状況については、文部科学省の全国学力・学習状況調査及びスポーツ庁の全国体力・運動能力等調査が実施され、学力、体力ともに全ての小中学校において全国、愛媛県の平均と同水準または上回る結果であり、高い水準を維持しています。

特別支援教育について、特別支援学級の設置状況は、小学校14学級46名、昨年度比5名の増、中学校8学級13名、昨年度比3名の増、通級指導教室は、小学校3学級56名、昨年度と同数、中学校1学級17名、昨年度比1名減です。

学校生活支援員の配置状況は、幼稚園、小中学校合わせ、昨年度と同じ30名を配置し、支援を行いました。

このほか、松前町特別支援連携協議会、松前町教育支援委員会、巡回相談を実施するとともに、教職員の資質の向上を図るため特別支援教育研修会を実施しました。

研究指定では、北伊予小学校が愛媛県環境教育推進事業を進め、2年間の研究をもとに11月に研究発表を行いました。また、通学路安全対策推進モデル地域研究事業の指定を受け、松前小学校を拠点校として町内全小中学校において取り組み、通学路の安全確保を進めました。

施設・設備などについては、児童生徒が安心して学習活動ができるよう、岡田中学校技術教棟建具改修工事等施設・設備の維持管理を行いました。

また、学校給食の充実を図るため、給食センターボイラー更新工事、調理器具の更新を行いました。

令和5年度の取組について申し上げます。

社会のニーズに応じた教育内容の充実や保育サービスの向上を目指し、幼稚園の認定こども園への移行を進めるため、松前町立松前幼稚園と古城幼稚園を一園とする準備を進めます。

近年の急激な物価高騰の中、現在の給食費を維持するとともに、食材の質や栄養価を確保した学校給食の安定的な提供を進めるため、物価高騰分に対する補助を行います。

施設設備面については、指定避難場所になっている北伊予小学校及び松前小学校の屋外トイレについて全面改築工事を行います。また、松前中学校管理棟空調機器更新、給食センター高圧受電設備更新、栄養計算システム更新を行います。

研究指定では、松前中学校がN I E（教育に新聞を）実践指定校として研究を続けており、8月に全国大会において実践発表を行います。北伊予小学校が、新たに愛媛県特色ある道徳教育推進事業の研究指定を受け、創意工夫を生かした道徳教育の推進について研究を進めます。また、部活動については、地域スポーツクラブ活動体制整備事業を活用し、社会教育課と連携をしながら、休日の中学校部活動の地域移行に関する実践研究を行うとともに、部活動改革推進計画の策定を進めます。

続いて、社会教育について報告いたします。

コロナ禍の中、感染対策を取りながらの活動ではありましたが、10月には明るい人権のまちづくり大会、2月には公民館研究大会・生涯学習推進大会を3年ぶりに開催しました。両大会共に、県外から講師をお招きすることができ、有意義な大会を行うことができました。10月のまさき文化祭では、バザーの一部を2年ぶりに実施しました。また、今年度、創立40周年を迎えた伊予高等学校の作品出展や吹奏楽部の参加を得て、多くの町民の方々に観覧いただくことができました。

ホッケーのまちづくりの推進については、昨年度に続き、U-15ジュニアユースホッケー日本代表選手選考会女子の部が松前町で開催され、松前ホッケークラブ所属の松前中学

校生徒1名が日本代表選手に選出され、12月に滋賀県で行われた日本代表オールスター戦に出場し活躍しました。また、新たな試みとして、子どもたちを対象とした夢見るホッケー教室を開催しました。3月にはホッケー交流大会まさきカップ及びサムライジャパン強化合宿を行うこととしています。

人権教育については、松前町が愛媛県教育委員会人権教育課の訪問を受け、本町の人権教育の取組について発表し、指導助言を受けました。

また、全国人権・同和教育研究協議会が3年ぶりに開催地の奈良県に全国の関係者が集合して開催され、松前町からは9名が参加したほか、愛媛県人権・同和教育研究協議会に27名、中予地区人権・同和教育研究協議会に44名が参加し、研修を深めることができました。

人権巡回学習講座は、今年度も各地区公民館単位で実施し、182名の参加があり、人権意識の高揚を図ることができました。

施設設備については、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、地区公民館への空気清浄機の設置、地区公民館の空調設備更新、ふるさとライブラリーへのセルフ貸出機の設置を行いました。

次に、令和5年度の取組について申し上げます。

コロナ禍により制限を受けていた各種大会やイベント等も再開されてくると思われまします。創意工夫をした学びの場や活動の場を提供することにより、町民の方々の交流や地域の活力を取り戻していきたいと思ひます。

また、中学校部活動の地域移行やコミュニティ・スクールなど、地域全体で子どもたちを支え、育てていこうという動きが進んでいます。学校教育課と連携を取り、町民総ぐるみで子どもたちの成長や学校の活動を支えていく制度づくりを研究し進めてまいります。

施設設備については、町内の貴重な文化財の周知と継承を目的とした歴史民俗資料室（仮称）を松前総合文化センター3階に開設準備を進めており、令和5年度の開設を予定しています。

なお、松前町教育委員会では、毎年松前町教育基本方針に基づいて教育行政を進めております。これらの状況につきましては、教育委員会の点検・評価において公表しておりますので、御覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（加藤博徳） 教育長諸般の報告を終わります。

ここで演壇を整備しますので、暫時休憩をいたします。

午前9時56分 休憩

午前9時57分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~

### 日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

4番曾我部秀司議員、5番影岡俊範議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

日程第4 会期の決定

○議長（加藤博徳） 日程第4、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る2月17日の議会運営委員会で協議の結果、本日から3月15日までの17日間と決定しました。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月15日までの17日間と決定しました。

~~~~~

### 日程第5 議案第1号 松前町事務分掌条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第5、議案第1号松前町事務分掌条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第1号について提案理由を申し上げます。

業務執行の効率化を図るため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（加藤博徳） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第1号について補足して説明いたします。

参考資料5ページを御準備ください。

この条例は保健福祉部の業務過多を平準化し、業務執行の効率を図るため、町民課を保健福祉部から総務部へ移管するために改正するものです。

議案書5ページを御覧ください。

改正前の第3条中の保健福祉部のアからエの事務分掌を削除し、改正後の第3条中の総



務部の事務分掌に追加します。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行することとしています。

以上で議案第1号の補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第1号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第6 議案第2号 松前町情報公開条例の一部を改正する等の条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第6、議案第2号松前町情報公開条例の一部を改正する等の条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第2号について提案理由を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うとともに、個人情報の保護に関する規律が改正後の同法に一元化されるため、町の個人情報の保護に関する条例を廃止するものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいいたします。

○議長（加藤博徳） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第2号について補足して説明いたします。

参考資料7ページを御準備ください。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されることに伴い、2の図で示すとおり、現在、国、民間事業者、地方公共団体で所管している個人情報の所管や法令が令和5年4月より一元化されるため、所要の改正を行うものです。

議案書 7 ページをお開きください。

第 1 条の新旧対照表中の第17条、第18条では、表現を統一するため、改正後の下線部のとおり改正します。

8 ページの第21条では、松前町情報公開・個人情報保護審査会を行政不服審査法第81条第 1 項の規定による機関として新たに位置づけるため、改正後の下線部のとおり改めます。

第22条では、松前町情報公開・個人情報保護審査会の調査権限を改正後の下線部のとおり規定します。

9 ページの第 2 条では、個人情報の保護に関する記述が個人情報の保護に関する法律に一元化されるため、松前町個人情報保護条例を廃止することとします。

なお、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行することとし、松前町個人情報保護条例を廃止することに伴い、同条例で規定する実施機関の職員である者等に対する義務や罰則等については経過措置を規定しています。

以上で議案第 2 号の補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第 2 号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第 7 議案第 3 号 松前町個人情報の保護に関する法律施行条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第 7、議案第 3 号松前町個人情報の保護に関する法律施行条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第 3 号について提案理由を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されることに伴い、同法の施行に関して必要な事項を規定する

ため、新たに制定するものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明させますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（加藤博徳） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第3号について補足して説明いたします。

参考資料9ページを御準備ください。

この条例の制定背景につきましては、先ほど議案第2号で説明したとおり、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されることに伴うものであり、同法の施行に関して必要な事項を規定するため、新たに制定するものです。

議案書13ページをお開きください。

この条例における実施機関については、第2条で町長（公営企業の管理者の権限を行う町長も含む）のほか、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会と定義しています。

第3条では、不開示情報について、松前町情報公開条例と整合性を図り、規定しています。

開示請求に係る手数料については、第4条において、徴収しないこととしますが、地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける場合には、写しの作成や送付に関する経費を負担しなければならないことを規定します。

また、第5条で、町長は毎年、実施機関における開示請求に対する措置の状況を取りまとめ、その概要を公表するよう規定しています。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行することとしています。

以上で議案第3号の補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第3号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第8 議案第4号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（加藤博徳） 日程第8、議案第4号松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第4号について提案理由を申し上げます。

松前町健康づくり計画推進委員会を松前町健康づくり検討委員会に改称するため及び松前町通学路安全対策実践委員会を廃止し、教育委員会の附属機関として松前町部活動地域移行検討委員会を新たに設置するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、松前町健康づくり検討委員会については早瀬保健福祉部長に、松前町部活動地域移行検討委員会については仙波教育委員会事務局長にそれぞれ説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 早瀬保健福祉部長。

○保健福祉部長（早瀬晴美） それでは、議案第4号について補足して御説明いたします。

私からは、保健福祉部所管の松前町健康づくり検討委員会について御説明させていただきます。

議案書15ページをお開きください。

第1条、松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正です。

表の右が改正前、左が改正後です。

39、改正前「松前町健康づくり計画推進委員会」を改正後「松前町健康づくり検討委員会」に改正します。

次に、議案書16ページをお開きください。

第2条、松前町執行機関の附属機関設置条例の一部改正です。

改正前「松前町健康づくり健康推進委員会」を改正後「松前町健康づくり検討委員会」に改正します。

第1条、第2条ともに改正の理由は、これまで松前町健康づくり計画推進委員会として松前町の健康づくりの推進に努めていただいておりますが、現名称のままでは健康づくり計画の推進に関する事務のみ担任する印象が生じるため、従来の担任事項である健康づく

くりに関する施策の総合的かつ計画的な推進についての調査、審議及び意見の答申に関する事項に合わせて、松前町健康づくり検討委員会に改称するためです。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行します。

以上で保健福祉部所管の補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 仙波教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（仙波晴樹） 続きまして、松前町通学路安全対策実践委員会及び松前町部活動地域移行検討委員会について御説明いたします。

松前町通学路安全対策実践委員会については、令和4年度において、愛媛県から指定を受けた通学路安全対策推進モデル地域研究事業の終了に伴い、委員会を廃止するため。

次に、松前町部活動地域移行検討委員会については、公立中学校の部活動の地域移行に向けた取組に関し、推進計画の策定や実践方針の検討、助言、支援を行う検討委員会を設置するため、所要の改正を行うものです。

改正内容といたしましては、15ページの第1条で松前町通学路安全対策実践委員会を廃止し、次に松前町部活動地域移行検討委員会を設置し、次のページの第2条で委員会の担任する事項と構成員の定数を10人と定めています。

なお、附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行することとしています。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第4号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第9 議案第5号 松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（加藤博徳） 日程第9、議案第5号松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第5号について提案理由を申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営について町が条例で基準を定めるに当たって従いまたは参酌すべきものとされる省令の一部改正を契機に町の基準を省令で定める基準どおりとするため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、早瀬保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（加藤博徳） 早瀬保健福祉部長。

○保健福祉部長（早瀬晴美） それでは、議案第5号について補足して御説明いたします。

議案書19ページ、参考資料は、11ページをお開きください。

参考資料で御説明いたします。

今回の改正は、1、改正の概要の厚生労働省令の改正内容に記載しておりますとおり、(1)感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置が明確化されました。また、(2)インクルーシブ保育の推進のため、設備や人員に対する制限が緩和されました。さらに、子どもが巻き込まれる事故の多発を背景に(3)安全計画策定の義務化と(4)保育施設の自動車に係る児童の所在確認及び安全装置の設置が義務化されました。また、(5)懲戒権の規定が児童虐待の正当化の口実とされることが課題となっていることから、これが削除されました。

以上のとおり、省令の一部が改正されたことを契機に条例で町の基準を省令で定める基準どおりとすると規定するため、全部改正を行うものです。

なお、この条例は公布の日から施行します。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第5号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第10 議案第6号 松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（加藤博徳） 日程第10、議案第6号松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第6号について提案理由を申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営について町が条例で基準を定めるに当たって従い又は参酌すべきものとされる省令の一部改正を契機に町の基準を省令で定める基準どおりとするため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、早瀬保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 早瀬保健福祉部長。

○保健福祉部長（早瀬晴美） それでは、議案第6号について補足して御説明いたします。

議案書21ページ、参考資料は13ページをお開きください。

参考資料で御説明いたします。

今回の改正の内容は、1、改正の概要の内閣府令の改正内容に記載しておりますとおり、懲戒権の規定が児童虐待の正当化の口実とされることが課題となっていることから、これが削除されました。

以上のとおり、省令の一部が改正されたことを契機に条例で町の基準を省令で定める基準どおりすると規定するため、全部改正を行うものです。

なお、この条例は公布の日から施行します。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第6号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第11 議案第7号 松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（加藤博徳） 日程第11、議案第7号松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第7号について提案理由を申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営について町が条例で基準を定めるに当たって参酌すべきものとされる省令の一部改正を契機に放課後児童支援員の資格要件について省令よりも緩和するとともに、それ以外については町の基準を同省令で定める基準どおりとするため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、早瀬保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 早瀬保健福祉部長。

○保健福祉部長（早瀬晴美） それでは、議案第7号について補足して御説明いたします。

議案書23ページ、参考資料は15ページをお開きください。

議案書にあります条例の第3条と参考資料の1、改正の概要、(1)放課後児童支援員の資格要件の緩和を御覧ください。

松前町の放課後児童クラブで支援員として勤務していただく要件には保育士などの資格要件に加えて、愛媛県が実施する放課後児童支援員認定資格研修を修了していることが必要です。現在の条例では、附則においてみなし規定がありますが、みなし規定が今年度末をもって期間を終えることから、今回の改正時に第3条として、町が研修計画を定め、採用された日から2年以内に県の研修を修了することで支援員として採用できるよう、放課後児童支援員の資格要件を緩和し、規定します。

続きまして、参考資料(2)町の基準を省令で定める基準どおりとするための改正を御覧ください。

省令の改正内容について御説明します。

基準省令の一部改正の概要のとおり、感染症まん延時の業務継続及びインクルーシブ保育の推進のため、また子どもが巻き込まれる事故の多発を背景にアからエが新設されまし



た。このように、省令の一部が改正されたことを契機に条例で町の基準を省令で定める基準どおりとすると規定するため、全部改正を行うものです。

なお、この条例は公布の日から施行します。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第7号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第12 議案第8号 松前町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（加藤博徳） 日程第12、議案第8号松前町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第8号について提案理由を申し上げます。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、子ども・子育て支援法の一部が改正されることに伴い、規定の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、早瀬保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（加藤博徳） 早瀬保健福祉部長。

○保健福祉部長（早瀬晴美） それでは、議案第8号について補足して御説明いたします。

議案書25ページ、参考資料は17ページをお開きください。

参考資料を御覧ください。

子どもに関する政策を一元的に推進するため、内閣府の外局としてこども家庭庁が設置されるため、関係法令が改正されました。そのうち、子ども・子育て支援法では、国の子

ども・子育て会議について定める第72条から76条までが削られ、以下の条が繰り上げられたため、松前町子ども・子育て会議条例で引用している箇所の改正が必要となりました。

議案を御覧ください。

表の右が改正前、左が改正後です。

子ども・子育て支援法の改正により、第1条及び第2条で引用している第77条第1項を第72条第1項に改めます。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第8号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第13 議案第9号 松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（加藤博徳） 日程第13、議案第9号松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第9号について提案理由を申し上げます。

健康保険の出産育児一時金の支給額が引き上げられることに伴い、これに準じ国民健康保険の出産育児一時金の支給額を引き上げるため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、早瀬保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 早瀬保健福祉部長。

○保健福祉部長（早瀬晴美） それでは、議案第9号について補足して御説明いたします。

議案書27ページ、参考資料は19ページをお開きください。

参考資料をお願いします。

今回の改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、健康保険の出産育児一時金の支給額が引き上げられることに伴い、松前町国民健康保険条例の一部を改正するものです。

議案の御説明をします。

表の右が改正前、左が改正後です。

出産育児一時金について、改正前40万8,000円を改正後48万8,000円に引き上げます。これにより、出産育児一時金等支給総額は42万円から50万円になります。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第9号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第14 議案第10号 松前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第14、議案第10号松前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第10号について提案理由を申し上げます。

道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、町道に係る占用料を改定するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、渡部産業建設部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（加藤博徳） 渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部博憲） それでは、議案第10号について補足して御説明いたしま

す。

議案書29ページをお開きください。

今回の改正は、令和元年度に行われた固定資産税評価額の評価替えや土地に対する賃料の水準の変動を踏まえ、道路法施行令の一部を改正する政令において、指定区間の国道に係る道路占用料の額が引き上げられたことから、引上げ後の政令に合わせるため、当該条例の一部を改正するものです。

議案書29ページから35ページを御覧ください。

改正の主な内容として、第2条の松前町道路占用料金表を改正するもので、右が現行の料金表で、左が改正する料金表となっております。

参考資料21ページに改正の概要、イメージ図を示しておりますので、御参照ください。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行いたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第10号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

ここで、10時45分まで休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

~~~~~

日程第15 議案第11号 松前町都市公園条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（加藤博徳） 日程第15、議案第11号松前町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第11号について提案理由を申し上げます。

松前公園多目的広場の夜間照明施設について、照明の使用の態様に応じた料金を設定し、利用者の利便性の向上を図るため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、仙波教育委員会事務局長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 仙波教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（仙波晴樹） それでは、議案第11号について御説明いたします。議案書37ページ、参考資料23ページを御覧ください。

今回の改正内容につきましては、別表第3に記載されている多目的広場の夜間照明施設を使用する場合において、改正前は区分の全面で1時間につき4,500円の加算を半面で1時間につき2,400円の加算を、改正後は1時間につき4,500円を上限に、照明施設の使用の態様に応じて規則で定める額に変更し、利用者の利便性の向上を図るものです。

使用の態様につきましては、参考資料でお示ししているように、全点灯で4,500円、部分点灯Aで4,400円、部分点灯Bで3,200円、部分点灯Cで1,600円、部分点灯Dで1,100円、部分点灯Eで1,100円の6つの区分となり、点灯の箇所は24ページから図でそれぞれ示しているとおります。

なお、附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行することとしています。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第11号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第16 議案第12号 松前町庁舎空調設備改修工事請負契約の締結について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第16、議案第12号松前町庁舎空調設備改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第12号について提案理由を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものです。

内容につきましては、伊達会計課技監に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（加藤博徳） 伊達会計課技監。

○会計課技監（伊達圭亮） それでは、議案第12号について補足して説明させていただきます。

議案書39ページ、参考資料27ページを御覧ください。

参考資料にて御説明いたします。

参考資料27ページ、施工場所は伊予郡松前町大字筒井631番地、入札日は令和5年1月26日、入札方法は低入札価格調査制度を適用した入札後審査型一般競争入札で実施いたしました。工期は、議会の承認を得られた日を本契約日、その翌日を着工日とし、完成は令和5年11月30日の予定としております。

入札参加業者は、株式会社戒田商事、株式会社近藤工業所、三和ダイヤ工業株式会社の3者です。入札の結果、株式会社近藤工業所が予定価格制限の範囲内の価格で低入札基準価格以上の有効な入札を行いましたので、株式会社近藤工業所を落札者といたしました。そして、金額1億1,825万円で仮契約を行っております。

次に、29ページから35ページまで、庁舎の平面図を添付しております。赤色で囲んでいる部分は今回個別空調の改修を行う部屋で、赤く塗っているところは室内機を表しております。青色で塗っているところがあるのは個別空調及び全体空調に係る室外機になります。そして、緑色で塗り潰しているところは屋上の室外機にて空調を行う部分でございます。

それでは、37ページを御覧ください。

入札の執行表になります。

ここに記載されてる金額は消費税抜きの金額となっております。予定価格1億968万1,000円に対して、入札額は1億750万円ですので、落札率は98%となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第12号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第17 議案第13号 権利の放棄について(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(文教厚生))

○議長(加藤博徳) 日程第17、議案第13号権利の放棄についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第13号について提案理由を申し上げます。

回収が不可能である債権について、権利を放棄して債権の整理を行うため、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、金子学校教育課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(加藤博徳) 金子学校教育課長。

○学校教育課長(金子裕之) それでは、議案第13号について御説明いたします。

議案書41ページをお開きください。

今回の権利の放棄については、1、放棄する権利は昭和58年4月1日から昭和63年3月31日までの間に貸し付けた松前町奨学資金貸付金30万8,000円のうち、未返還額の請求権です。

2、権利放棄する金額は27万6,000円です。

3、相手方です。債務者及び連帯保証人は記載のとおりです。

4、権利放棄の理由は、債務者は収入が不安定で返還能力がなく、また返還意思が薄いこと。連帯保証人は2名のうち1名は既に死亡しており、相続人も全員が相続放棄をしており、もう一名の連帯保証人は体調不良及び収入が少ないことに加え、税や家賃滞納もあるなど保証能力がないことから、債務者及び連帯保証人ともに返済能力がなく、当該債権の回収が不能であるため、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

以上で説明を終わります。

○議長(加藤博徳) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第13号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

ここで理事者が替わりますので、暫時休憩をいたします。

午前10時55分 休憩

午前10時56分 再開

○議長(加藤博徳) 再開いたします。

~~~~~

日程第18 議案第14号 令和4年度松前町一般会計補正予算(第12号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第19 議案第15号 令和4年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第20 議案第16号 令和4年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第21 議案第17号 令和4年度松前町介護保険特別会計補正予算(第5号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第22 議案第18号 令和4年度松前町水道事業会計補正予算(第4号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

○議長(加藤博徳) 日程第18、議案第14号令和4年度松前町一般会計補正予算第12号、日程第19、議案第15号令和4年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第5号、日程第20、議案第16号令和4年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号、日程第21、議案第17号令和4年度松前町介護保険特別会計補正予算第5号及び日程第22、議案第18号令和4年度松前町水道事業会計補正予算第4号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第14号から議案第18号までについて一括して提案理由を申し上げます。

議案第14号から議案第17号までは地方自治法第211条第1項の規定により、また議案第18号は地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

補正予算の議案書5ページをお開きください。

議案第14号令和4年度松前町一般会計補正予算第12号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,334万9,000円を追加し、総額を124億1,172万8,000円とするものです。

以下、補正予算の主要事項について参考資料により御説明いたします。

参考資料の39ページをお開きください。

まず、安全・安心な生活環境づくりでは、一般廃棄物の収集、運搬及び処理業務について、廃棄物の排出量が当初の見込みを上回ることから、必要な経費を追加計上します。

次に、笑顔で暮らせる健康づくりでは、障がい者支援の充実のため、障害者医療給付費、自立支援給付費及び障害児通所給付費を追加計上し、障がい者や障がい児の自立と社会参加を促進します。

また、健康づくりの推進のため、生活習慣病等の疾病の早期発見や重症化予防を目的として実施している総合健診について、受診者が当初の見込みを上回るため、必要な経費を追加計上します。

また、感染症対策の推進では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための町の要請に従って指定管理者が実施した松前公園及び松前総合文化センターの休業及び新規予約受付停止による休業期間及び新規予約受付停止期間の減収に係る補償分として、それぞれ指定管理委託料を増額します。

次に、快適で暮らしやすい基盤づくりでは、当初の見込みを上回るペースで寄附をいただいているふるさと納税について、想定寄附額を1,500万円から1,700万円に上方修正し、これに伴い必要となる返礼品代金を追加計上します。

そのほか、新型コロナウイルスワクチン接種事業などに対する国費の精算に伴う償還金を計上したほか、確定している不用額の減額補正を行っています。

なお、補正予算の財源といたしましては、国・県支出金や地方債等の特定財源が40万1,000円の増、一般財源が4億1,294万8,000円の増となっています。

補正予算の議案書37ページをお開きください。

議案第15号令和4年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第5号は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税の減免に対する財政支援が拡充され、減免額の10分の10相当額について特別調整交付金を充てることのできるようになったため、減免実績額を基に財源をこれまでの地方創生臨時交付金から特別調整交付金に振り替えています。

また、一般会計で受け入れる基盤安定負担金等の金額が確定し、一般会計からの繰入金が増額となったため、繰越金を減額する財源振替を行っています。

補正予算の議案書49ページをお開きください。

議案第16号令和4年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ270万1,000円を減額し、総額を5億550万2,000円とするものです。

補正予算の議案書61ページをお開きください。

議案第17号令和4年度松前町介護保険特別会計補正予算第5号は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ830万円を減額し、総額を30億2,983万8,000円とするものです。

補正予算の議案書77ページをお開きください。

議案第18号令和4年度松前町水道事業会計補正予算第4号は、収益的収入及び支出において、既定の収入の予定額から982万4,000円を減額、既定の支出の予定額に1,699万6,000円を増額、資本的収入及び支出において、既定の収入支出の予定額からそれぞれ5億5,600万円を減額するものです。

以上が各会計の補正予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

議案第14号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第14号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第15号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第15号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第16号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第16号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第17号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第17号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第18号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第18号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第23 議案第19号 令和5年度松前町一般会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第24 議案第20号 令和5年度松前町国民健康保険特別会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第25 議案第21号 令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第26 議案第22号 令和5年度松前町介護保険特別会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第27 議案第23号 令和5年度松前町水道事業会計予算（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第28 議案第24号 令和5年度松前町下水道事業会計予算（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（加藤博徳） 日程第23、議案第19号令和5年度松前町一般会計予算、日程第24、議案第20号令和5年度松前町国民健康保険特別会計予算、日程第25、議案第21号令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計予算、日程第26、議案第22号令和5年度松前町介護保険特別会計予算、日程第27、議案第23号令和5年度松前町水道事業会計予算及び日程第28、議案第24号令和5年度松前町下水道事業会計予算を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第19号から議案第24号までについて一括して提案理由を申し上げます。

議案第19号から議案第22号までは地方自治法第211条第1項の規定により、また議案第23号及び議案第24号は地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

当初予算書の5ページをお開きください。

議案第19号令和5年度松前町一般会計予算は、歳入歳出それぞれ117億9,351万4,000円と定めるものです。

参考資料の59ページをお開きください。

日本経済は、このところ一部に弱さが見られるものの緩やかに持ち直しており、ウィズコロナの下で各種の政策の効果もあって景気が持ち直していくことが期待されていますが、依然として不透明な状況が続くことが懸念されます。このような状況の下、町といたしましては、住民の要請に応え、その役割を適切に果たしていくため、新たな着眼や柔軟な発想による徹底した行政改革に取り組み、財源の充実確保を図ってまいります。

令和5年度の歳入の見通しにつきましては、主要をなす税収において、コロナ禍前と比較すると引き続き落ち込みが予想されるものの、前年度よりは回復すると見込んでおり4,399万円増額しています。

一方、歳出につきましては、ごみの焼却処理を松山市に委託することにより、伊予地区清掃センター負担金が大幅に増額することに加え、白鶴保育所改築工事や松前駅前広場の整備、第8分団消防詰所の新築工事などの投資的経費、障がい者福祉をはじめとした社会保障関係費が増額することにより、歳出全体で6億1,132万8,000円増額をしています。

このため、歳入については、可能な限り地方債を充当するとともに、財政調整基金から3億5,000万円の繰入れを行うことで何とか当初予算編成を行ったものの、補正予算以降

の財源については厳しい状況が予想されます。

一方、歳出については、既存の経常的経費等について、前年度に増して創意工夫による節減に努めるとともに、選択と集中により、限られた財源をDX推進や地域活性化推進の取組に係る事業のほか、真に必要な事業に重点配分したところです。

配分に当たっては、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに、私が第2期目の町政を担当させていただくことになった際にお約束をした5つのまちづくりをさらに発展、深化させた5つの基本政策に沿って「生きる喜びあふれるまち まさき」の実現を目指すための事業に重点配分を行いました。

以下、主要事業につきまして、5つの基本政策と関連させながら説明いたします。

第1点目は、安全・安心な生活環境づくりです。

まず、第8分団消防詰所を建設し、消防団活動の拠点整備を進めるほか、小型動力ポンプやホースなどの更新を行い、消防団設備の充実強化を図ります。

次に、救急車の適正利用及び医療機関の受診の適正化につなげるため、相談者の症状の緊急度を医療従事者が判断する電話相談窓口を県と県内20市町が共同で開設します。

また、防災・減災の促進のため、北伊予小学校及び松前小学校の屋外トイレについて改築工事を行うことにより、学校教育環境の向上及び災害時の避難者の生活環境の改善を図ります。

次に、浸水被害の軽減を図るため、筒井地区雨水対策として貯留施設の詳細設計や幹線排水路の改修工事を行うほか、塩屋地区雨水対策として排水機場の建設工事を行います。

そのほか、災害用備蓄品として食料や物資などを整備し、町内各所の避難所への分散備蓄を進めるほか、地域や組織での防災活動の中核となる防災士の養成にも引き続き取り組み、地域防災力の向上を図ります。

また、防犯・交通安全の充実のため、運転免許自主返納者のうち希望する方に対して公共交通機関の乗車券等を交付し、高齢者が運転免許を自主返納しやすい環境を整備することにより、高齢運転者による交通事故の抑制を図ります。

次に、循環型社会形成の推進のため、収集、運搬、処理を適正に実施しながら指定ごみ袋の利用や分別を一層徹底するとともに、リサイクルの推進による資源の再利用を図り、ごみの減量化を促進します。また、電気式生ごみ処理機の購入者に対する補助事業を新たに実施し、生ごみの減量を図ります。また、伊予地区清掃センターについて、運営に係る費用のほかに松山市へのごみの焼却処理委託に必要な費用を負担します。

次に、コミュニティの育成のため、各地域の集会所やコミュニティ広場などの整備に係る費用の一部を助成することにより、地域コミュニティの活性化を図ります。

そのほか、伊予地区広域斎場について、運営及び改築に係る費用を負担します。

第2点目は、笑顔で暮らせる健康づくりです。

まず、地域福祉の充実を図るため、社会福祉協議会へ運営補助を行い、官民が連携、協力することで地域福祉の増進を図ります。

次に、高齢者支援の充実のため、75歳以上の高齢者を対象に敬老事業を実施する町内会などに対して新たに補助金を交付し、敬老に対する関心と理解の向上を図ります。

また、10月に開催される第35回全国健康福祉祭えひめ大会であるねんりんピック愛顔のえひめ2023の囲碁交流大会の運営に必要な経費を負担し、高齢者の社会参加と生きがいの高揚を図ります。

そのほか、伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合和楽園の運営経費を負担するとともに、在宅において養護を受けることが困難な高齢者に対し、適切な施設への入所措置を実施します。

次に、障がい者支援の充実のため、障がい者施策の方向性を総合的、体系的に定めた第3期障がい者基本計画並びに障がい者や障がい児のためのサービスの目標や見込みを定めた第6期松前町障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の計画期間が令和5年度末をもって終了することから、これまでの取組や実績を評価、検証し、次期計画を策定します。

また、障がいの除去、軽減に必要な医療の給付を行うとともに、障がい者や障がい児が社会の一員として生活が送れるよう自立支援給付などの事業を行うほか、重度心身障がい者の生活の安定と福祉の増進のため、医療費の自己負担分を助成します。

このほか、子育て支援の充実のため、妊婦や子育て家庭に寄り添う伴走型相談支援を実施するとともに、経済的支援として妊娠時に出産応援金を、出産後に子育て応援金をそれぞれ支給します。

また、老朽化した白鶴保育所の改築工事を行うほか、子ども・子育て支援制度に基づき、保育所、幼稚園、認定こども園等を通じて共通の給付を行うとともに、病児保育や一時預かりなどの各サービスを実施します。

次に、待機児童の解消のため、新たに保育士の登録サイトを利用し、登録している保育士に直接アプローチを行って公立保育所の保育士を確保します。

また、子ども医療費助成については、義務教育終了まで無料とし、引き続き安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを推進します。

次に、健康づくりの推進のため、健康づくりフォーラムの開催や運動習慣の定着を促す取組を実施するほか、健康について考えるきっかけづくりとして新たに健康川柳の募集を行います。

また、予防接種法に基づく各種接種を実施して疾病の発生及びまん延を予防することにより、公衆衛生の向上や医療費の抑制に努めます。

次に、出産後の育児不安や体調不安を解消するため、産後4か月未満の母親及び乳児で

家族等から十分な支援を受けることができない方を対象に、心身のケアや育児相談、育児指導等を行うことにより、安心して子育てができる環境づくりに努めます。

また、社会保障を充実させるため、介護保険特別会計、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計に対して繰出金を支出し、社会保障を担う特別会計の財政基盤の安定化を図ります。

第3点目は、豊かな心を育む人づくりです。

まず、学校教育の充実を図るため、障がいや特性のある児童・生徒等の学校生活における安全の確保、円滑な学校生活への適応を図るため、学校生活支援員を配置します。

次に、学校給食の食材の質や栄養価を維持するため、食料品の価格高騰により学校給食の食材調達に苦慮している松前町学校給食会に対して、一時的な緊急支援を実施します。

また、生涯学習の推進のため、拠点となる文化センターについて、引き続き指定管理による運営を行うとともに、老朽化した施設の改修工事を実施するため設計を行います。

次に、スポーツの振興では、ホッケーを通じたまちづくりを推進するため、引き続き大会や合宿等の誘致活動を積極的に行うとともに、初心者から経験者までホッケーに親しんでもらうためのホッケー教室の開催や中学生の交流大会を開催します。

そのほか、中学校の休日の学校部活動を地域移行するため、教育委員会の附属機関として松前町部活動地域移行検討委員会を設置し、教育委員会において部活動の地域移行に係る推進計画の策定に向けた取組を進めるとともに、令和5年度はモデル的にホッケーとソフトテニスのクラブ活動を地域移行した場合の活動方法や活動経費の在り方について検証を行うこととしています。

第4点目は、活力あふれるにぎわいづくりです。

まず、農業生産基盤整備の推進のため、老朽化した揚水施設や水路など土地改良施設の改修を行うことで、労力の軽減や維持管理に係る経費を削減します。

また、商工業の振興では、産業の活性化と雇用促進の持続的な発展を図るため、中小企業の振興に資するための中小企業振興計画を策定します。

次に、松前町の産業を支える事業者や関係団体が一堂に会し、物産品や生産品の販売などを通じて町内外にPRを行うための産業まつりを実施します。

また、観光・交流機能の創出では、松前町の活性化と町民の活力増進を図るため、夏祭りにおいて新たなにぎわいを創出する取組を支援するとともに、松前町の伝統行事であるはんざり競漕への参加を県内の高校生に呼びかけるなどして、町内のみならず広く町外にもPRします。

また、松前町の偉人である義農作兵衛を顕彰し、町の知名度やイメージの向上を図るための義農大賞事業について、実行委員会形式による実施を検討し、その場合に必要となる費用を負担するほか、松前町観光協会が実施する観光、交流の促進を図るための事業を支

援します。

そのほか、雇用・就労環境の整備のため、条例に基づき、東レに対して工場等設置奨励金を交付します。

第5点目は、快適で暮らしやすい基盤づくりです。

まず、上下水道の整備のため、水道事業及び下水道事業に対して繰出金を支出します。

次に、合併処理浄化槽の設置促進のため、単独処理浄化槽の撤去に係る補助金の限度額を引き上げます。

また、市街地の整備では、伊予鉄道松前駅前広場の整備に向けて必要となる用地を購入します。

次に、住宅施策の推進のため、町が耐震診断技術者を派遣し、耐震診断や設計を行うとともに、所有者が自ら実施した耐震診断、耐震設計、耐震工事及び工事監理に関して費用を助成し、既存の木造住宅の耐震化を促進します。

また、経年劣化している江川住宅3棟及び4棟の外壁改修工事を行うほか、改良住宅の外壁改修工事の設計を行います。

そのほか、空家対策を推進するため、特定空家等の認定を行うための詳細調査を実施します。

次に、道路・交通網の充実では、町内を巡回しているコミュニティバスの運行に対して支援します。

また、町道西15号線を整備するために必要な道路用地を確定させるための測量設計を行うほか、道路環境を改善し交通の安全を確保するため、老朽化が著しい町道について、安全かつ快適に利用できるよう計画的に維持管理を行います。

次に、持続可能な自治体経営では、新たにRPAを導入することにより業務の効率化を図るとともに、県及び県内市町と連携して自治体用チャットツールや電子申請システムの共同調達を行うなど、引き続きチーム愛媛で行政のDXを推進します。

また、老朽化している旧学校給食センターの解体工事を行うほか、庁舎空調設備の改修工事を行います。

以上が令和5年度一般会計予算案の主要事業です。

前年度と比較いたしますと、参考資料の65ページの表にありますように、6億1,132万8,000円、5.5%の増となっています。

次に、財源につきましては、一般財源としては、その根幹をなす町税が43億3,088万1,000円、地方交付税が18億8,900万円のほか、地方譲与税、地方消費税交付金、基金繰入金及び寄附金などから18億675万4,000円を計上しています。

一方、国・県支出金、地方債等の特定財源としては、37億6,687万9,000円を充当することとしています。



このほか、厳しい財政状況の中においても、町の活性化や住民サービスの向上等に資することができるよう職員の創意工夫と発想による新たな予算を伴わないゼロ予算事業を実施します。ゼロ予算事業は、様々な分野において既存の人材や施設を利用するとともに、情報発信、ネットワーク機能を活用して積極的に取り組んでまいります。

当初予算書の95ページをお開きください。

議案第20号令和5年度松前町国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ31億3,998万7,000円と定めるものです。これを前年度と比較いたしますと1億124万7,000円、3.1%の減となっています。

当初予算書の123ページをお開きください。

議案第21号令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出それぞれ5億1,659万1,000円と定めるものです。これを前年度と比較いたしますと846万6,000円、1.7%の増となっています。

当初予算書の143ページをお開きください。

議案第22号令和5年度松前町介護保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ保険事業勘定29億6,810万8,000円、介護サービス事業勘定1,173万8,000円と定めるものです。これを前年度と比較いたしますと、保険事業勘定が813万7,000円、0.3%の増、介護サービス事業勘定が13万7,000円、1.2%の増となっています。

当初予算書の185ページをお開きください。

議案第23号令和5年度松前町水道事業会計予算は、収益的収入4億4,042万1,000円、収益的支出4億3,471万円、資本的収入10億5,957万5,000円、資本的支出12億4,543万円と定めるものです。これを前年度と比較いたしますと、収益的収入2,923万5,000円、6.2%の減、収益的支出3,045万1,000円、6.5%の減、資本的収入1億2,600万4,000円、13.5%の増、資本的支出1億3,474万1,000円、12.1%の増となっています。

当初予算書の221ページをお開きください。

議案第24号令和5年度松前町下水道事業会計予算は、収益的収入5億3,523万円、収益的支出4億1,470万4,000円、資本的収入3億2,566万4,000円、資本的支出5億5,605万3,000円と定めるものです。これを前年度と比較いたしますと、収益的収入1,659万8,000円、3.0%の減、収益的支出1,837万1,000円、4.2%の減、資本的収入2億1,157万円、185.4%の増、資本的支出2億1,235万1,000円、61.8%の増となっています。

以上が各会計の令和5年度当初予算の概要です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

議案第19号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第19号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第20号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第20号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第21号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第21号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第22号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第22号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第23号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第23号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第24号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第24号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第29 議選第1号 伊予市外二町共有物組合議会議員の選出について(上程、指名推選)

○議長(加藤博徳) 日程第29、議選第1号伊予市外二町共有物組合議会議員の選出についてを議題とします。

提案理由の説明を事務局長に朗読させます。

楠田事務局長。

○議会事務局長(楠田匡志) 失礼いたします。それでは、読み上げます。

議選第1号伊予市外二町共有物組合議会議員の選出について。

伊予市外二町共有物組合同約第6条第2項の規定に基づき、同条第1項の組合議員を次のとおり選出する。

令和5年2月27日。松前町議会議長加藤博徳。

1、選挙すべき人数は2人。

2、該当地区、大字南黒田、大字鶴吉。これについては、字安井、字本村及び字三軒家を除く。

提案理由、伊予市外二町共有物組合組合長篠崎隆博氏より、伊予市外二町共有物組合議

員の任期が満了となるので、新しい組合議員の選出についての依頼があったので提案するものである。

以上です。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことと決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

本件につきましては、議員全員協議会におきまして協議しましたとおり、伊予市外二町共有物組合議会議員に南黒田より久保龍彦さん、鶴吉地区より岩崎克彦さんを指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました久保龍彦さん、岩崎克彦さんを伊予市外二町共有物組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました久保龍彦さん、岩崎克彦さんが伊予市外二町共有物組合議会議員に当選されました。

当選人には別途文書をもって告知することとします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会します。

午前11時41分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 曾 我 部 秀 司

松前町議会議員 影 岡 俊 範

3月6日（第2号）

令和5年松前町議会第1回定例会会議録

令和5年3月6日第1回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

2番 西村元一	3番 渡部恵美	4番 曾我部秀司
5番 影岡俊範	6番 田中周作	7番 住田英次
8番 稲田輝宏	9番 加藤博徳	10番 藤岡緑
11番 村井慶太郎	12番 岡井馨一郎	14番 伊賀上明治

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、欠席議員を除いた11名である。

欠席議員は、次のとおりである。

11番 村井慶太郎

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	岡本靖
副町長	徳居芳之
教育長	足立一志
総務部長	大川康久
保健福祉部長	早瀬晴美
産業建設部長	渡部博憲
出納局長	住田民章
教育委員会 事務局長	仙波晴樹
総務課長	友田秀樹
財政課長	田中志延
危機管理課長	金子貴徳
町民課長	渡辺司
子育て・ 健康課長	大西雅弘

まちづくり課長	山 田 善 仁
産 業 課 長	田 中 俊 臣
学校教育課長	金 子 裕 之
社会教育課長	三 原 三千夫

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	楠 田 匡 志
議会事務局 書 記	徳 本 敏 子

令和5年松前町議会第1回定例会

議事日程表 No.2

	令和5年3月6日(月)	午前9時30分	開議
日程第1	会議録署名議員の指名		
日程第2	議案の訂正の件		
日程第3	一般質問(提出順位)		

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員から欠席の届出が出ております。
西村元一議員から遅会の申出がありましたので、御報告いたします。

午前9時30分 開議

○議長（加藤博徳） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をいたします。

6番田中周作議員、7番住田英次議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

日程第2 議案の訂正の件

○議長（加藤博徳） 日程第2、議案の訂正の件を議題とします。

お手元の資料のとおり、議案第4号松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例について、議案の訂正を請求されております。

訂正理由の説明を求めます。

仙波教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（仙波晴樹） 去る2月27日開催の本会議において提出いたしました議案第4号松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例について訂正いたしたく、その理由について御説明いたします。

既に配付しています「議案の訂正について」でお示ししているように、当該条例第2条の表中の改正後の松前町部活動地域移行検討委員会の担任する事項において、訂正後の「下線で示します」の答申の言葉が欠落していました。ここにおわび申し上げ訂正したいと思いますので、何とぞよろしく願いいたします。誠に申し訳ございませんでした。

以上で訂正の説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 訂正理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案の訂正の件を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案の訂正の件を許可することに決定いたしました。

~~~~~

### 日程第3 一般質問

○議長（加藤博徳） 日程第3、一般質問を行います。

質問者の順位は、通告書の提出順位により行います。

一般質問は、通告書で示された件名ごとに質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

10番藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） ただいま議長から発言のお許しをいただきました10番藤岡緑でございます。ただいまより私の一般質問を始めたいと思います。

これからの少子化対策並びに子育て支援についてということで、少子化対策には子どもを安心して産み育てられる町としてのきめ細やかで一貫した施策や子どもを取り巻く環境整備、家庭への支援が欠かせないと思います。今後の町の方針について考えていきたいと思っています。

現在、国会においても、少子化対策、子育て支援については国家の危機的状況、緊急課題として、総理からも異次元の少子化対策予算が必要であるとの見解の下、今までにない大型の予算が審議されているところで、大いに期待するところであります。

さて、子どもに視点を置けば、赤ちゃんから社会人として立ち立できるまでの総合的な支援として、妊娠時期から出産前後、子どもの乳幼児期にある子育て家庭の支援については子育て・健康課の創設で、妊娠初期から出産後の母子の健康面、経済面など、きめ細かいケアができるようになったと思います。さらに現状に満足せず、さらなるニーズに対応できる体制を持ち続けていただきたいと思っています。

未就学児の子どもについては、待機児童ゼロ対策、病児・病後児保育、障がい児保育の拡充、就学前教育の保護者負担軽減など、もう少し付加してほしいところの私としては施策が必要ではないかと思っています。

さらに、小学生時期には、3校区全てに放課後児童クラブの新設、放課後事業による地域住民との触れ合いなど、放課後子ども総合プランの推進は着実に進んでいると思います。ただ、今後、登下校時の安全確保のための通学路の充実のための施策とか、間接的ではございますが、そういったところも必要かなと思っています。

中学生時期には、今の問題として、タブレット導入後の授業の充実や、情報社会の中で、SNSなどネット情報の影響を受ける環境下で犯罪に巻き込まれることのないような健全育成の推進、見守る家庭の支援、相談体制なども必要ではないでしょうか。

高校、大学から社会人になっていく時期には大きな教育費がかかり、子ども自身も親の経済力でその進路が左右される現状があります。行政として少しでも支援できて、その選択肢の幅を広げることができる社会にしていきたいと思っています。国が所得制限なしの児童手当の充実を法案化しようと今現在審議中だと思っていますが、町としても高校生までのいろ

いろな施策、例えば就学児の支援とか、あるいは医療費の支援とか、プラスの施策も期待したいと思います。

それから、今度は子どもを産み育てる人に視点を置けば、就業時において不利な立場に陥らないよう仕事と子育ての両立支援の推進や、子育て期の家族が子どもと共に過ごす時間を十分に確保できるように男性を含めた働き方の見直し、育児休暇の取りやすい環境づくりが必要ではないでしょうか。意外と気づかないパワハラとかセクハラのないような職場を目指して、上司や同僚の理解など、働き方の見直しを含む官民一体の子育て支援が実施できる施策を期待しております。

また、ヤングケアラーの問題も、家庭内の問題としてではなく、社会が、あるいは行政が寄り添い支援していく。そのようなきめ細かい施策があることが子育てしやすいまち松前につながっていくのではないかと考えます。

以上のような町の子育て支援についての実績や課題を踏まえて、限られた財政枠の中で他市町と横並びの施策ではない松前町独自の子育て支援、少子化対策を今後どのように行っていくのでしょうか。町の考えをお聞きしたいので、お答えください。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） これからの少子化対策並びに子育て支援についてお答えをいたします。

少子化対策並びに子育て支援につきましては、将来にわたり安定した人口を維持していくためには子どもの幸せが尊重され、将来親となる世代が安心して子どもを産み育てられるよう切れ目のない支援を実施する必要があると認識しているところであります。このため、松前町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、安心して子どもを預けることができる環境整備、結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援、子育て世帯の経済的支援の充実、地域で子どもを育てる環境づくりに関する施策、こういった安心して子どもを産み育てることができるまちづくりに取り組んでまいりました。

主なものといたしましては、町内全校区の放課後児童クラブ施設の整備、松山圏域3市3町による婚活支援事業、松前町子育て世代包括支援センターはぐはぐの開設による妊娠から子育て期にわたる相談支援の提供、病児保育の実施、利用者負担を無料とした産後ケア事業の実施、中学校卒業までの医療費無料化、地域で親子が自由に集い交流できる子育てサロンの運営補助、子育てサークル活動の充実などが挙げられます。また、安心して子どもを産み育てるための取組として、正規職員と会計年度任用職員を対象に育児休暇や看護休暇の拡充を行っております。

このような様々な施策の実施によりまして、本町においては国全体で見られるような急速な出生減が生じていないものと考えています。しかしながら、今後、若年人口が減少

し、それに伴って出生数も減少していくことを考えますと、さらなる施策の展開が必要であります。

このたび県は、えひめ人口減少対策重点戦略を策定し、えひめ人口減少対策総合交付金を創設いたしました。この交付金は、結婚したい人が結婚できる環境づくりのための出会い・結婚支援、子どもを持ちたい人が理想の人数の子どもを持てる環境づくりのための妊娠・出産支援、安心して子育てができる環境づくりのための子育て支援と、支援内容ごとに事業メニューが示されています。町独自の施策に取り組むためにはかなりの自主財源が必要となることから、県と連携し、この交付金事業の活用による新たな少子化、子育て支援対策に取り組むこととしております。さらに、実効性のある対策を進めるため、部局横断的な検討体制を構築し、町の実情を丁寧に把握し、課題に応じた新たな取組を研究してまいりたいと考えているところです。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 今、町長のほうから、県との連携で、総合的な交付金を基にいろんな事業を今後考えているというお答えをいただいたんですが、先ほど松前町としては今のところ国のような急速な少子化ということにはなっていないけれども、今後の問題として、たしか80万人切りました、国は。それから、県としても8,000人を切ったということで、全体的にもじわじわとそういうのが来てるというのは間違いないと思うんですが、今全体的にはそういうようなことで一歩進んだ施策を期待できるんですけども、ちなみにお隣の松山市などが独自の子育て支援ということで、例えばヤングケアラー対策としての家事代行支援とか、子ども家庭の引っ越し支援の支援金補助とか、おむつのサブスクサービスとか、非常に具体的な事業を打ち出しているようなんですが、町としては今の総合的なのはあるんですけど、何かすぐに細かいこととか、こういったことでちょっと違いますよっていうようなものを考えているというものがあれば御紹介いただけたらなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 今のところ町独自で、他の市町と比べてこれは変わっているというふうに申し上げるような新しい施策については展開できておりませんが、先ほど申し上げましたように、独自でやりますとかなりの一般財源を必要とするということもありますので、できるだけ、先ほど申し上げましたように、県が設けております交付金事業のメニューを活用しながらその中で新しい取組を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） お金の面もすごく大事なことはあるんですけど、私は子育て支援の中でお金以外に、女性が子育て時期あるいは出産前とか結婚するに至るときに、いろんなアンケートで出てきているのは、職場ですっとその仕事を続けていきにくいまだ体制があるということがよく言われております。そして、お金だけではなくて、もちろん教育費もかかるわけですし、そういった問題もあるんですけども、職場とかそういったところでまだまだ男性が育児休暇を取るのそういう環境的にも厳しかったりとか、今時代のちょうど流れの中で、急には変わりにくいのもかもしれないんですけども、できれば松前町がリーダーシップを取ってそういう環境づくり、そういった模範になるような環境になってくれたらいいなというふうに思いますので。お金の面だけじゃなくてそういった体制、そういったものを松前町の町職員はこういうふうな体制でやっていますよっていうようなところを見せることによっていろんな企業にも刺激になると思いますし、結構企業さんも今頑張っていて子育て支援、働き方改革をやってると思っております。確かにM字カーブもぐっとへこんでたところが大分上がってきてますので、そのあたりのことも今後の私の期待するところでございます。

それでは、1つだけ。この間の愛媛新聞の記事を読みまして気づいたことなんですが、将来が見通せないとお産、子育てをためらう20代、30代に対する後押しが必要じゃないかということで、家庭での負担が女性にまだまだ偏っている中、一度退職してなかなか復職できないケースも多いと、キャリア継続と所得控除をどう後押しできるかが課題だと思えますということで、その中に、これについてはIT人材、教材を手がけるMAIAっていう民間の企業があるんですが、そこと協定して女性活躍支援を積極的に行っている自治体もあるそうなんです。何か愛媛県もそれにちょっと関わってるようなことが記事に出てたので、お金だけではないそういう後押しができる環境づくりというものについてそういった記事もありましたんですが、その辺については何かお考えがあるようでしたらお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 町としては、女性が輝く町になってほしいという思いは持っておりますけれども、それに対して具体的な施策があるかということとあまり持ち合わせていないのが実情でございます。今後その辺のところも考えていきたいと思っておりますが、もう一つ先ほどお話にありましたきめ細かな、いわゆるお金ではない対応ということにつきましては、子育て世代包括支援センターはぐはぐというのが開設する中で、松前町では全ての幼児期の子どもたちを訪問して現状を把握しているという実情があります。保健師さんたちが頑張っていてそういう活動をしてくださっております、かなり丁寧な、細やかな支援を行えているというふうに認識しているところであります、子育て世代のお母様からの感謝の声も聞いたことがございますので、そういう点はコンパクトな町だけにきちっとしたことが

できているというふう認識してるところであります。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 一応、そういうはぐはぐができたことで、私たちにも期待以上の非常にきめ細かなというお声もいただいていますし、町民の皆さんも子育て世代の方には人気があるあれですので、今後もまたそれを広げていただけたらという気持ちは持っております。

今後の課題としては教育費のこととか、高校生とか大きくなって18歳ぐらいまでの間に教育費が相当かかります。そういったあたりを国、県、そういったものと協力して、先ほどの総合交付金とかそういったものとか、いろいろなものを使ってでも何かそこらあたりの手当てが今後できていけばいいかなというふうな私は気持ちを持っております。子育て支援に関しては以上のような質問とさせていただきます。

それでは、続きまして……。

○議長（加藤博徳） ちょっとお待ちください。

（10番藤岡 緑議員「そうですね。ごめんなさい」の声あり）

暫時休憩します。

午前9時51分 休憩

午前9時52分 再開

○議長（加藤博徳） 再開します。

藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） それでは、2つ目の質問、ジェンダー平等や多様性についてということで、人権を尊重するまちづくりを推進する松前町のジェンダー平等や多様性についての見解をお伺いします。

人口減少の歯止めとして、人口移動のきっかけとなる町の魅力は他者への寛容さとも言えるのではないかと思います。LGBTQ当事者の行政窓口への提出書類などの対応について考えていきたいと思っています。

便利で暮らしやすい市町には人も集まり、活気もあり、どうしても首都圏や都会への人口集中が起こりやすく、地方都市の人口減少は少子・高齢化が進む中、なかなか歯止めが利きません。そのため、自然の豊かさや食べ物、そこにしかない郷土文化など、魅力度のアピール合戦で、地方都市はそれに余念がないというのが実情です。ただ、これだけではなく、これからは人権、特にジェンダー平等、LGBTQへの理解、多様性のある対応、寛容さなどが住みやすさの起点になるのではないかと私は思います。

例えば、行政窓口への提出書類などの記入で、自分の性別に基づいて数え切れないほどの決断をしなければならなかったりする当事者の苦悩などを聞けば、書類一枚でも検討の

余地があるのではないのでしょうか。また、パートナーシップ制度の導入の動きなどもほかの自治体の窓口でも増えつつあります。こういったことについて町の考えをお聞きしたいと思うので、お答えください。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） ジェンダー平等や多様性についてお答えします。

ジェンダー平等や多様性については世界全体での課題であり、国連が2015年に採択した持続可能な開発目標であるSDGsの目標の一つにも位置づけられ、世界各国で様々な取組が進められています。

日本においても令和元年にSDGsアクションプラン2020を策定し、SDGsの担い手としての次世代・女性のエンパワーメントとして、あらゆる分野における女性の活躍推進を主要な取組に位置づけるとともに、今後SDGsを推進するための優先課題を示した実施指針において、あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現を掲げています。また、2022年のSDGsアクションプランには、女性版骨太の方針等に基づき、女性の登用目標達成や女性に対する暴力の根絶など、女性活躍、男女共同参画の取組を強力に推進することが掲げられています。

松前町においては、平成5年9月に人権尊重の町宣言を行うとともに、平成14年3月には松前町思いやりとぬくもりのある人権尊重の町づくり条例を制定し、ジェンダー平等、LGBTQなども含めた人権尊重のため、人権の啓発や教育に取り組んでいるところです。

議員御質問の行政窓口への提出書類などへの対応については、性的マイノリティの人々の中には自分の性別に違和感を持ち、各種申請書等に性別記載欄があった場合、男女のみの選択肢から性別を選ぶことに苦痛を感じている方もいるため、町ではこのような方々の心情に配慮し、当事者に寄り添った取組として、法令等で定めがあるやむを得ない場合を除き、性別記載欄を削除することを検討しています。

最後に、パートナーシップ制度の導入については、県内では本年4月以降に今治市と大洲市において制度の導入が予定されていますが、松前町ではこれまでのところ住民から制度導入を求める声がないことから、現時点で導入する予定はありません。

なお、今後は、近隣市町の状況を注視しながら制度導入について研究を進めていきます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 今理事者の答えとして、窓口でもそういった対応で非常にきめ細やかに、そういう法律で縛りが無いものに関してはなるべくそういった欄を排除しながら



ら心遣いをされてるということを知りまして、私もその方向性はすばらしいものだと思います。

確かにパートナーシップ、これは同性婚のこともそうなのですが、これからいろんな課題が出てくると思います。それで、国会の動きとかそういったものも含めてですけれども、そういったいろんな動き、これからの世界の動き、そういったものに町としても後れを取らないで一生懸命研究を続けていただいて、今はパートナーシップ制については研究時点であるということなのですが、今後の動きによっては注視しながら、そういうこともあり得るということだと思っております。

私は少しでも幅の広いまちづくりということでそういう視点を述べさせていただいたんですが、ここで私、この間、松前町教育委員会の「ともに生きる」という本が出てまして、各校に配られておりましたので、私、中を読ませていただきました。そうすると、その中に子どもたちが、小学生から高校生まで、ジェンダー平等からLGBTQについて子どもたちなりの視点で非常に寛容性のある、また多様性を認めるすばらしい意見がいろいろ書かれておりました。それを読みまして、今後こういった子どもたちがこういう気持ちを育てて、大事にしていって、松前町を下支えしてくだされば非常にいい町になっていくんじゃないかということで、この感性に対しては非常に大きな期待をすごく持ちました。ですから、まだ読んでいらない方はこの「ともに生きる」をぜひ読んでいただいたら、子どもたちのほうがかえって結構私たちよりも進んでそういったものに対しても関心を持ってんだなということを感じましたので、ここで一言伝えておきたいなと思います。

それでは、今後期待するというので、2つ目の質問。今度は3つ目の質問に続けていきたいと思っております。

町のDX推進ということで、町のDX推進についてお尋ねします。

これはDX推進といってもデジタルトランスフォーメーションということで、何でXが出てくるのかなというふうな形で何か本当に分かりにくい、DX推進の全体像というのが分かりにくいんですが、その効果、今後の方針についてお聞きしていきたいなと思っておりますが、DXの推進は県との連携により進められているようですが、今後町職員の技術者のみで稼働できるものなのか、研修や職員のリスキリングなどでカバーしていくのですか。分かりやすい全体像の説明を求めます。

また、令和4、5年度でどのぐらいの規模で事務内容が簡素化され、どれだけのメリットがあって費用対効果があるのか、具体的にお示しいただければなというふうに思います。その上で、今後の町のDX推進についての考えをお聞きしたいので、お答えください。よろしく申し上げます。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、DX推進についてお答えします。

DXとは、先ほど議員がおっしゃったように、デジタルトランスフォーメーションの略で、デジタル技術の活用を手段の一つとして、住民がよりよい生活を送れるよう行政サービスの向上を図るため、行政システムをつくり変えることです。業務の効率化を図ることだけがDXの目的ではありません。したがって、行政のDXを推進するためには住民目線で課題を発見する能力が必要です。

御質問のDXの推進について、町職員の技術者のみで稼働するのか、ほかの職員への研修等により技能を取得させるのかにつきましては、DXを推進するためにはこれまでのデジタル化において求められたシステム担当者やエンジニアだけでなく、デジタル技術を活用して問題解決や新たな取組を行う人材が必要となります。

DXは、これまでの様々な業務の在り方を根本的に見直し、業務を遂行する職員とサービスを受ける住民の両方の目線で業務を再設計する能力が重要となり、全ての業務に関係することからその能力を役場の全ての職員が保持する必要があります。このため、今年度から愛媛県及び県内20市町と共同で行っている高度人材シェアリング事業を活用し、この事業により県が委嘱しているデジタル技術の専門家による職員研修や相談サポートを開始しています。

DXを推進するために必要なデジタル人材の育成は長い時間を要することから、今後も引き続きこの専門家による研修などを継続するとともに、職員による勉強会などを開催し、それぞれの業務でデジタル技術を活用し、DXを推進できる人材の育成を続けていくこととしています。

御質問の令和4年度の実績につきましては、新たに総務課にDX推進係を設置し、情報収集や研究を行うとともに、組織内での認識共有や意識改革を図るための研修会の開催、先進地へのオンライン視察や現地視察を実施しました。また、議会や管理職へのタブレット導入、それに併せた議案書のデジタル化のほか、大型モニターとノートパソコンを活用したペーパーレス会議を取り入れることでこれまでのような大量の紙の資料作成が不要となり、その用紙、印刷にかかる時間及び経費の削減を図ることができました。また、これらのペーパーレス会議の導入とともにコロナ禍の影響もあり、外部とのオンライン会議が増加し、移動時間の削減による業務の効率化が図られました。例えば、総務課での議案書のデジタル化においては、紙の使用枚数で約5万枚、金額にして人件費を含めて約10万円の削減ができました。このほか、多岐にわたる業務においてペーパーレスが図られていることから、相当数の削減が図られたものと見込んでいます。

DXにおいては、できることから小さく実施するスモールスタートが推奨されており、先進地の成功事例を基にできることから実施したいと考えています。このため、令和5年

度については、業務効率化のツールとしてRPAやAI-OCRの導入を予定しています。RPAは、あらかじめ設定したルールどおりにプログラムがパソコン内で業務を自動的に処理するシステムであり、またAI-OCRは紙の書類から文字をデータ化するシステムです。これらを組み合わせて活用することで、提出された書類をデータ化し、そのデータをシステムに自動入力するなど、一連の業務を自動的に処理することができます。税や健康管理など、多岐にわたる業務に活用することができるため、RPAの業務仕様書の作成を専門に担当する職員を新たに配置し、今後適用範囲を随時拡大していきたいと思っています。

また、チャットツールの導入も予定しており、これにより外部や内部を問わず情報連携を効率化するとともに、これまで以上に情報共有が活性化すると考えています。

このほか、各課に複数台設置していたプリンターを複合機1台に統合し、台数を削減することで紙での印刷を抑制するとともに、複合機により今までプリントアウトしていた書類をデータ化することでさらなるペーパーレスに取り組むこととしています。

DXを推進するためには組織全体にDXの概念を浸透させることが重要となるため、今後も情報収集、研修、研究を継続するとともに、可能なものから順次実施し、全庁的に連携しながらDXの推進を図りたいと考えています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 費用のこととかいろいろ具体的にメリットとか、それから事務内容の簡素化の内容についてお答えいただきましてありがとうございます。

ただ、私は庁内というか、職員の中でのDX推進ということに特化して御質問したんですけど、自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書っていう総務省が出してるのを読みますと、要するに庁内の中のデジタル化っていうのが非常に分かって、私たちが今ペーパーレスのためにタブレットで必死になって、なかなか遅い中でも頑張ってるんですけども、これで見ると、今マイナンバーでマイナポータルっていうんですか、そこを通しての何かが、いろんな26から31事業についてこれができるようになるんだというようなこと、これは私も深いところまでは読み切れてないんですけども、そういった内容について、だからDXを推進することによって町民と町の職員とその中が今までと違うすっきりした形になるようなことが書かれてるんですが、そうすると町民としてはマイナンバーの登録をしてなかったらそういうサービスを受けられないのかなと逆読みしてしまったりするんですけども。

今マイナポータル、皆さんすごく登録のほうに、いつもたくさん窓口におられてますけど、そういった効率が、そういった面を皆さん御存じですごく進めていらっしゃるのか、そこはよく分からないんですけど、その辺とDXとの関連についてはどうかなと思って、

それも気になってお聞きしたいなと思うんですが。

以上です。

○議長（加藤博徳） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） 先ほど議員がおっしゃったことなんですけども、令和7年度に国では地方公共団体情報システムの標準化・共通化ということで今進めておりまして、先ほど言われましたぴったりサービスということなんですけど、マイナンバーカードを使いまして手続なんかを簡素化していくというようなことも既に取り組んでおります、松前町も。

今後なんですけど、DXは、今私のほうからお答えしたのは役場の受入れとしてのDXの話と、あと国が進めていくDX、それはいずれつなぎ合うものではありますので、マイナンバーカードというのはもちろんその手続をするためには必要なカードとなりますから、今後もマイナンバーカードの取得についてはより多くの人に取得していただくよう推進していきたいと思っております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） そのあたりの、町民の方々とかDXとかいろんな言葉が躍ってるんですけれども、そこらあたりがまだ十分に把握できてない部分もあるので、これはいろんな事業について非常に簡素化されていろいろと皆さんにとってメリットもあるということで、そういったところの説明とかも、これからまた進むにつれて十分にしていっていただければ町民の方にも分かっていただけるんじゃないかなという気はいたしております。

これからいろんなところでこういうことが進んでいくと、研修とか、私たち議員なんかもそれについていくのに大変なんですけれども、そういった中で、DXを推進していくことでこれからもっと大きな費用とか何かそういうものがかかっていく可能性とか、令和5年から以降のそういったことについての予測というか、そういったものは何かあるんでしょうか。そういうものは特にないんでしょうか。

○議長（加藤博徳） 友田総務課長。

○総務課長（友田秀樹） 令和5年度当初予算にも計上させていただいております、先ほど答弁にありましたRPAやAI-OCR、これらの導入に係る費用というのは発生いたしますけれども、DXでまとめてこれだけの費用がかかる、大きな費用がかかるというのは今のところ特にございませぬ。

今後、それぞれDXの推進に向けて個別の事業、個々取り組んでいくこととなりますけれども、それらについてはその都度予算計上していきたいと考えております。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 各質問に対して非常に丁寧に答えいただきまして、私の質問は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時12分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

5番影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） 議席ナンバー5番、公明党影岡俊範。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1問目につきましては、先ほどDXの全体像についての質問がございましたが、私のほうでは住民目線のDX推進ということで、各種申請書類の窓口一本化について質問させていただきます。

デジタル技術の活用により地域活性化を目指すデジタル田園都市国家構想で、政府は昨年12月に決定した総合戦略で、デジタル実装に取り組む自治体を2027年度までに1,500に増やす目標を掲げました。実装とはデジタル技術を活用した事業を実用化することで、同構想による交付金を活用した取組の一つに書かない窓口があります。

同サービスでは、自治体の窓口で証明書の請求や届出を行う際に申請書を書かなくて済むというものであります。窓口で身分証明書を提示すれば、職員が必要な情報を入力し、印刷した書面の内容を確認、署名することで手続が完了するというものであります。申請時の負担を軽減するとともに、書き損じや、複数の申請の際に何度も同じ内容を記入する手間も省けます。

この取組が話題となり、全国で導入自治体が広がっております。本町での導入の考えをお聞きいたします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、書かない窓口の導入についてお答えします。

デジタル庁では、政策の一つとして自治体窓口DX、書かないワンストップ窓口を掲げ、デジタル化の推進に併せた業務見直しを通じて従来の窓口業務を進化させることや身近な接点の利便性の向上を併せて進めることで、誰一人取り残されない人に優しいデジタル化の実現を目指しています。

松前町においても、デジタル技術を活用した窓口手続の簡素化については非常に重要な課題だと認識しています。このため、令和4年度から住民票の写し、住民票記載事項証明書及び印鑑登録証明書について、マイナンバーカードや免許証を機械に読み込ませること

で自動的に申請手続が完了し、最後に署名するだけで受け取ることができるサービスを開始しました。今後は、議員御指摘の書かない窓口と1か所の窓口で多くの手続を完了できる窓口の一本化を併せて実施したいと考えています。

現在、デジタル庁において、窓口の一本化や書かない窓口に対応したクラウドサービスを国が管理するクラウドで取り扱う動きがあります。現時点において詳細は不明ですが、このサービスは令和7年度に実施予定の地方公共団体情報システムの標準化・共通化に対応していることや、このサービスを活用すれば開発にかかるコスト縮減が可能となると考えられることからこのサービスを活用して窓口の一本化や書かない窓口を実現することが最善であると思われるため、今後の国の動きを注視したいと考えています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） 大変前向きな御返答をいただきました。

こういうシステムを導入するとかということについては、従来の業務のフローあるいは内容、これを見直す必要があろうかと思えます。ですから、一朝一夕に、システムを入れたからすぐに稼働するものではないというふうに私も思っております。

私の経験ではありますが、体制変更、そういったシステムの変更をするときに、やはり手慣れた体制、システムに固執する方もおられます。これが組織の中での改善等に大きな障壁となりますが、松前町の職員の方々においてはそういうことはないだろうと思えますが、そういった場合においては職員も指導する職員も心を折らずに、熱意ある職員が使ってみても無理なら従来の紙に戻してもいいんですよみたいなことで、少しずつ使ってみましょうというふうなことを重ねて効果や成果を上げることということが必要になってくるのではないかと思います。このようなことは、組織体においてはどの組織体においてもよくあることではございますが、この事例の北見市の場合は熱意ある職員の存在と市としての体制、会議体も設けて、まずはやってみようと、少しずつ進めていこうという形を取ったことが功をなしたと考えられます。

私が聞いておりますこういった流れの町民の声で、おくやみの窓口のワンストップ化ということを知っておりますが、北見市ではこれらも含めて実施されております。本町も、先ほどお話しした前向きな御返事をいただきましたが、先進事例に学びながら、全部を一遍にやるということではなく、そういった窓口、いわゆるお悔やみの窓口というふうな一つ一つを解決していくことによって、さらにそれを順次連携し拡大していくことを期待いたします。

最後に、北見市でワンストップの窓口のバックグラウンドで非常に役立つというか、力になっているのが今回本町でも導入ということを決まされておりますRPA、これが非常に力を発揮しているということを申し上げたいと思います。

この質問については、私は終わります。

○議長（加藤博徳） そしたら、2番目のほうを続けて。

影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） 2問目といたしまして、有機農業における持続可能な地域づくりということで、オーガニックビレッジへの取組について質問させていただきます。

農林水産省では、みどりの食料システム戦略を踏まえ、有機農業に地域ぐるみで取り組む産地、オーガニックビレッジの創出に取り組む市町村の支援に取り組んでいるということであります。

オーガニックビレッジとは、有機農業の生産から消費まで一貫して、農業者のみならず事業者や地域内外の住民による地域ぐるみの取組を進める市町村のことをいいます。農林水産省は先進的なモデル地域を順次創出し、横展開を図っていく考えであります。事業体は町自体であったり、有機農業推進協議会を設立したりしております。関係機関は、農業協同組合、有機農業者、慣行農業者、農業法人あるいは民間企業これは、まあ、流通、加工を含みます、それと県等地域によって様々となっております。

本町も農業振興に向けて有機農業への取組を行う考えはありませんか。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

田中産業課長。

○産業課長（田中俊臣） オーガニックビレッジへの取組についてお答えいたします。

有機農業とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のことです。

国は、令和3年5月、環境負荷を軽減し、将来にわたって食料の安定供給を図るため、食料、農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するみどりの食料システム戦略を取りまとめました。この戦略の具体的な取組の一つとして有機農業の推進が位置づけられており、有機農業に地域ぐるみで取り組むオーガニックビレッジの創出を図っています。

本町では、1法人が有機農業による米や野菜の大規模栽培に取り組んでいます。面積は31ヘクタールで、これは町内の農地面積の約3.6%に相当し、全国の農地面積に占める有機農業に取り組む面積割合の0.6%を上回っています。本町としては、有機農業は慣行栽培に比べて手間と費用がかかる、収量が劣るといった課題はありますが、人や自然に優しい農業であり、今後はますます消費者の健康志向が高まり、それとともに有機農業による農産物のニーズも増加することが予想されますので、取組を検討していく必要があると考えています。

現段階ではまだ課題が多く、農業者の取組も進んでいませんが、松山市農協では化学肥

料の使用量削減に向け、有機質肥料や家畜のふん尿、堆肥使用による栽培試験を始めるといふ話をお聞きしています。今後の有機農業の推進につきましては、先進地の動向を見ながら、松山市農協と連携して本町における取組を研究してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） これについても前向きな御意見をいただきました。ありがとうございます。

有機農業を実施するにおいては、従来の日本国民の思考であるとか流通であるとか価格の問題が障壁となるというふうに思われます。欧米では、行政や流通の取組で、学校給食で出す取組というのが盛んであるということがあります。また、流通面では、高級なスーパーや都市部の裕福なエリアのオーガニック専門のスーパーだけではなく、一般の人、所得が高くない人が足を運ぶ量販店にも設置されてるといふことであります。

日本において、千葉県いすみ市では、農家と行政が一緒になって経験ゼロから手探り状態で有機農業を始め、今や学校給食を全量有機米で賄うという地域でございます。少し長くなりますが、経緯としては、2012年に自然と共生する里づくり連絡協議会を設置し、協議会の中の農業連絡部会で有機による稲作に取り組もうということになり、2013年にスタートします。しかし、失敗に終わります。2014年にはNPO法人民間稲作研究所の技術の指導を受けて、研究所による講習会を市のモデル事業として行い、その年に作付した農家が成功しており、2015年、学校給食の一部に有機米を取り入れる。2016年には学校給食を全量市内で育った有機米で賄うという宣言をし、それらが2017年には実現しております。お米だけではなく、今は8品種の有機野菜を扱っているということです。申し上げたいのは、行政と農家が一体となって推進するといふことがここでは大きなテーマとなっております。

これらのことを含めて、ぜひとも松前町も積極的にそういった学校の給食とかといふものにこの有機野菜を取り入れるといふことで、支援をしていただけたらといふふうに思います。この件についてはいかがでしょうか。御返答でございますでしょうか。

○議長（加藤博徳） 田中産業課長。

○産業課長（田中俊臣） 学校給食に有機米、有機野菜を使用してはという御質問だったかと思えます。

以前、有機米でありますまさき育ちを学校給食には利用していたと聞いております。有機野菜につきましては、まだ検討不足のところもあると思っておりますので、引き続き検討を続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。



○5番（影岡俊範議員） そういった形で行政のほうも有機野菜の支援を充実していただければと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員の一般質問を終わります。

10時50分まで休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

12番岡井馨一郎議員。

○12番（岡井馨一郎議員） 12番岡井馨一郎です。議長のお許しを得ましたので、一般質問をいたします。

最初に、南黒田工業団地についてお伺いをいたします。

平成8年住田町長時代に、南黒田地区から大谷川、県の二級河川ですが、これの東側に南黒田の農地があります。これの線引きの見直しを申入れいたしました。これは調整区域で、青地区域というところですので、一番厳しいところですよ。その申入れをした、川を置いてもう一つ東側に今度は伊予市の土地がございますが、ここは伊予市が工業団地として造成をし、その後、工場とかいろいろなものが建ちましたけども、この造成については南黒田地区も快く了承して、造ってくださいよということでもありました。

平成16年にこの南黒田地区の土地の開発について地権者が同意し、開発に向かって進み始めました。そして、この時点での伊予市の反応はどうであったか。何らかの反応があったかどうか。といいますのが、その後いろいろな問題が出ましたので、そのあたりでこのあたりにどういうことがあったのか。

そして、その後、白石町長時代に企業2社から土地購入の申出があり、急速な進展となってまいりました。ただ、造成期日が最終的に折り合わず、この土地売買についてはキャンセルとなってしまいました。そのキャンセルになってから今のこの時点までに相当な期間がたっておりますけれども、なぜこのような状況に至ったのか、そのあたりを御報告願えたらと思います。いろいろ条件があると思いますけれども、知り得るところでの報告をお願いしたらと思います。

その次に、この工業団地予定地につきましても今後どのようにされるのか。聞くところによりますと、最近、工業団地の購入等についてアンケート調査をしたようです。その結果がどのようになっているのかお聞かせください。

次に、道前道後の水利で、河川の補修とか、あるいはダムの改善とか、いろいろな国費を投入して事業がなされております。前回キャンセルになった時点、その前後に国費で、佐古ダムですか、ここの改修等がありました。8年間、これは工業団地としての利用がで

きなかったと、開発ができなかったということがございます。今後、今回もまた投資といえますか、費用が投入されるということですので、この条件がどのようになっているのかお聞かせください。

そして、全ての条件がクリアされたとして、いつ頃までにこの工業団地が開発されるのか、そのあたりはどういうふうになっているのか、町のお考えをお願いします。

そして、これを工業団地化するためには、隣接する伊予市との折衝並びに了解の取りつけについてはどのようにするのか、その方策を。特に、鳥ノ木北団地の住民からの反対という意見が依然、県にまで書面を出したりしてやっておりましたので、そのあたりをどういうふうクリアしていくのか、あるいはクリアできるのか、あるいはもう向こうに交渉しなくてもオーケーですよというふうになるのか、そのあたりをお聞かせ願えたらと思います。

以上、よろしく。

**○議長（加藤博徳）** 理事者の答弁を求めます。

渡部産業建設部長。

**○産業建設部長（渡部博憲）** それでは初めに、南黒田工業団地整備事業のこれまでの経過についてお答えします。

南黒田工業団地の計画地は、平成8年に南黒田地区から市街化区域への編入の要望があり、関係機関とその可能性について協議しましたが、市街化区域への編入は困難であると判断し、農村地域工業導入促進法の適用を受けて工業団地の開発を進めることになりました。その後、計画地の地権者に対し、開発に係る法的条件などについて説明会を開催しています。

平成16年には計画地の地権者から開発についての同意をいただいた上、伊予市とも協議を行っていますが、伊予市は協力的な姿勢でした。

平成21年には誘致する企業を決定し、隣接する住民に対し説明会を開催しましたが、水害や工場立地後の臭い、騒音などの環境への影響について懸念が示され、その懸念事項の整理に多くの時間を要することとなり、立地予定企業の立地予定時期までに整備が完了できないこととなったため、平成22年に立地予定企業から南黒田工業団地への立地を断念するとの意思表示を受けるに至りました。その後、計画地は工業団地による土地利用を図ることが適していると考え、引き続き工業団地の整備を進めることとし、平成23年から平成24年にかけて、隣接する住民の水害に対する懸念を払拭するため、南黒田工業団地が造成された場合の洪水影響調査を実施しました。その結果、造成した場合には隣接する団地の一部が冠水することが判明したため対策を講じる必要が生じ、その検討のため、その後は事業について大きな進展がありませんでした。

平成28年になって対策案がまとまったことから、調査結果と対策案について、隣接する

住民へ説明を行いました。その後、隣接する住民から反対意見や様々な対応要望が出されたため、令和元年頃までこれへの対応を続けてきたものです。

令和2年度に南黒田工業団地の整備を集中的に進めるため、まちづくり課に都市計画室を設置し、改めて計画地の地権者に整備に対する意向確認を行うとともに、整備方針やスケジュールについて説明を行い、令和3年度には企業ニーズ調査を実施し、今年度からは県と農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく実施計画及び都市計画法に基づく地区計画の事前協議を行っています。

続きまして、南黒田工業団地整備事業の今後についてお答えします。

令和3年度に行った企業ニーズ調査では、県内企業の約1,700社に対しアンケートを実施し、松前町が工業用地を整備した場合の立地の意向について調査しました。調査の結果、南黒田工業団地が整備された際に立地の可能性が高いと見込まれる企業が5社ありました。

次に、工業団地化に対する条件はどのようになっているかとの御質問については、令和5年度に事業着工が予定されている道前道後用水地区国営かんがい排水事業の受益地となっている農地については、土地改良法に基づく事業計画が確定してから事業完了後8年を経過するまで原則として農業振興地域内の農用地からの除外ができません。しかしながら、このいわゆる8年規制は、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく実施計画による開発行為には適用されないこととなっています。このため、計画地内に道前道後用水地区国営かんがい排水事業の受益地で、かつ農業振興地域内の農用地である農地が存する南黒田工業団地の整備については、同法に基づく実施計画により開発を行う必要があります。

次に、工業団地の整備完了時期については、今後、開発に係る関係法令の手続を経て工事着手し、令和9年度末に完了させたいと考えています。

南黒田工業団地整備事業の当初計画では伊予市の区域内の土地が計画区域に含まれていたことから、県は、都市計画法に基づく地区計画の県への協議においては都市計画の決定又は変更に係る広域調整ガイドラインに基づき、伊予市に意見照会するとしていました。しかしながら、令和3年3月に伊予市からの要請に基づき、伊予市の区域内の土地を計画区域から除外したため、県が伊予市に意見照会することはなくなったことから、伊予市の了解を取り付ける必要はなくなっています。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 岡井馨一郎議員。

○12番（岡井馨一郎議員） 伊予市の了解は取り付けなくていいということは分かりました。ただ、お隣の団地である鳥ノ木北団地についてどのように扱うのか、扱えるのか。あるいは、そこももう協議から外していけるのかどうか。このあたりはどういうふうになっ

ておりましたか。

○議長（加藤博徳） 渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部博憲） 先ほど述べましたとおり、法的には近隣住民の同意の必要はございません。しかしながら、県であるとか伊予市からは近隣住民に対しては丁寧な対応を求められてるということで、開発責任者としては住民の話を全く聞かないということにはならないと思いますので、要望がございましたら説明を行いたいと考えております。基本的には、当初のスケジュールに基づいて今後は進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 岡井馨一郎議員。

○12番（岡井馨一郎議員） 過去には、一番のネックはその北団地の関係で、反対する陳情書が県にまで行って、みんなが署名、捺印したものが行ったという経過がございます。

それで、ここ最近ですが、北団地の住民の方にお伺いしましたところ、伊予市は職員が来ても何も言わないと、松前の職員さんが一生懸命説明はしてくれと。ただ、やはり水の問題。洪水、大雨が降ったときのあこは遊水池だというような考え方がいまだに頭の中にあるようです、言葉にも出てきますので。そのあたりは十分留意をしていただいで進めていただかないと、なかなかこれはまた問題が出てくる可能性もあります。

ただ、以前、あこの雨量調査をいろいろやって、そしてため池を造って、そしてそこからポンプアップをして大谷川へ流すという計画。それと、今、伊予市が工業団地化してる中に2車線道路がついてますけど、それを延長して大谷川に橋を架けて北側の町道に接続するというので、議会もそれは議案が通っておりましたが、前に進まなかったから全て廃止になりましたけれども、そのあたり。いわゆる遊水池と言われている以上、たまった水をどういうふうにするのかというの、以前の計画ではきちりできてたけれども、今後どうするのか。あるいは、道路についてもどういうふうになるのか、そのあたりがもし分かれば。現段階では図面も何もできてないと思いますけれども、新しい部分については、そのあたりはどういうふうにされるのか、お考えがあったらお答えください。

○議長（加藤博徳） 渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部博憲） 造成の計画についての御質問でございます。

遊水池につきましては、今の計画地内に必要な水量の貯水池を設けて大谷川に排出するという計画は変わってございません。

道路につきましては、団地のほうの要望もございまして、自宅のほうに車両が入ってきては困るということもありまして、現在町のほうで検討しておりますのが地盤をかなり上げまして、河川の左岸を利用して住宅地のほうには進入しないような道路形態が取れまいかということも現在検討しております。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 岡井馨一郎議員。

○12番（岡井馨一郎議員） 1,700社余りへアンケート調査をして、最終的に5社ぐらいが出てきてもいいような回答があったということですが、以前の2社はいついつまでという期限を切られて全て工程等々検討していましたが、令和9年度末ぐらいまでに造成するというのですが、その対象である5社についてはそのあたりまで延ばしてもオーケーしてくれるのかどうか、そのあたりの了解と言ったら行き過ぎかも分からないのですけれども、そのあたり向こうも分かっているのかどうか、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（加藤博徳） 渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部博憲） アンケートを実施しまして5社の立地の意向があるという回答をいただいた件につきましては、ある程度の期間も含めてそういった意向であると認識しております。ただ、この5社については立地が確定していることではございませんが、おおむね町のスケジュールに対しても立地の意向があるということで認識しております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 岡井馨一郎議員。

○12番（岡井馨一郎議員） 私も、この件につきましては25年以上携わっておりますので、地元で、あるいは議会で。耕作者も高齢化し、あるいはあの地域も土手を越えていかないかんということで、機械の搬入とかいろんな面での不便さがあります。そういうようなことで、これについては必ずや令和9年度末までに工業団地として、そして業者がそこへ張りつくようによろしく願いしたらと思います。

以上、この分につきましては質問を終わります。

続きまして、ホッケーによるまちづくりです。

えひめ国体で松前町はホッケー競技を開催しました。これは成功裏に終わりました。

6億円余りの予算を使い立派な施設ができ、現在は町内県立高校のホッケー部、あるいは町内のホッケークラブ、あるいは日本代表、サムライジャパンですか、こういうところを招聘して使用されております。使用状況は年間どれくらいになっているのか。

そして、立派な施設も宝の持ち腐れにならないようにしなければなりません。松前町をホッケーの町として育てていくには、ホッケー人口のさらなる拡充、拡大が必要と考えます。住民がホッケーを十分に理解し、その上で積極的に競技に参加するようしていく環境づくりは欠かせないものだと思います。

そこで、私からの提案といたしますか、こういう考えがあるのでどうでしょうかということで、1つ目は住民が参加できるホッケー試合を、町内に24地区ございますけれども、そ

こらでチームをつくってもらって地区対抗というような競技をやってはどうか。

あるいは、健康増進として、今いろいろ歩くこととか子育て・健康課でいろいろやられてますけれども、特に健康に留意しなければならない中高年者層に対して何らかの取組を考えてはどうかと。

そして、町内に小中6校ございます。ここの学校対抗とか、あるいはそれぞれの学校での学年対抗とか、いろいろやり方はあると思います。そういうようなことをやって町民により知らしめると。

そして、それをやるためには、けがもなく試合をするためには、用具の改善、あるいは特別なルール、松前ルールというのをつくって、そして楽しく簡便に試合ができる、あるいは練習ができるということを考えてみてはどうかと思いますが、そのあたりはどんなでしょうか。

それと、今度は全国発信ですが、今、義農大賞で全国発信をやっております。けれども、スポーツでもこれは十分できると思います。松前町をホッケーの町として全国へアピールすることを考えてみてはどうでしょうか。

第1に、松前町独自の冠大会の運営をしてはどうでしょうか。

そして2番目に、町内県立高校に力添えをして、全国大会への常連校でそれなりに成績が残れるような形での後押しをするような体制を取ってはどうか。

そしてもう一つは、町内伊予高校、去年は定員の半分、6割ぐらいだったですか、の応募者しかいなかった。今年は何とか定員に近い応募者があったようですけれども、どうも定員割れが常態化しているような状況です。これで、ホッケー留学ということで、例えば全国からそういう人に来てもらって、そして松前町でそれを何らかの形で支援していくというようなそういうことをしていくという、そういうことができないかどうか。

松前町のホッケーによるまちづくりについて具体的なお考えがあればお知らせ願えたらと思います。

以上。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

足立教育長。

○教育長（足立一志） ホッケーによるまちづくりについてのホッケーのさらなる普及をの御質問のうち、まず松前町国体記念ホッケー公園ホッケー場の使用状況についてお答えします。

2017年えひめ国体でホッケー少年男女の競技を松前町で実施することになり、松前町国体記念ホッケー公園ホッケー場を整備してから5年余りが経過しました。その間、ホッケー場は、小学生から成人までのふだんの練習場や競技団体主催大会の会場として利用されているほか、男子ホッケー日本代表サムライジャパンや関西圏域の大学ホッケーチームの

強化合宿を招致するなど、有効に活用しており、現在は年間延べ約8,000人が利用しています。

次に、住民が参加できるホッケー試合を町内の地区対抗についてお答えします。

ホッケー競技は、誰しもが簡単に習得できる競技ではありませんし、未熟な技術力ではけが等の危険性が高いスポーツです。チーム編成を行うには試合を行える程度の基礎能力を持った一定人数が求められることを考えると、町内の地区においてチームを編成することは困難と思われるので、現時点では町内の地区対抗試合を行う考えはありません。

次に、健康増進策として中高年を対象についてお答えします。

今述べたとおり、ホッケー競技は、誰もが簡単に習得できる競技ではありませんし、未熟な技術力ではけが等の危険性が高いスポーツです。経験のない中高年が健康の維持増進を図るためのスポーツには向かないと考えます。

次に、町内6校の対抗試合についてお答えします。

これまでのホッケー普及に向けた取組により、町内6校には一定数のホッケー体験者が存在しますが、学校対抗の試合を行うには基礎的な技術力を持った児童・生徒の数が不足しています。町内の学校同士の対抗試合を実現するためには、既に実施している学校でのクラブ活動や放課後子ども教室でのホッケー体験等、児童・生徒がホッケーに親しみを感ぜてもらふ機会を充実させ、本格的に競技に取り組む児童・生徒を増やしていきたいと思ひます。

次に、楽しく、けがもなく試合をするためには用具の改善、特別ルールの作成等、大変な作業もあると思うが、考えてみてはどの御提案につきましても、ホッケーの普及のためにもけがの可能性が低減されるプラスチック製スティックや柔らかなボールを使用し、子どもから中・高年者までを対象にした松前町オリジナルのレクリエーション型のホッケー競技を創案し、住民が手軽に参加できるよう、また中高年の健康増進にもつながるよう、幅広い年代層を対象に普及することを研究してみたいと思ひます。

次に、全国発信へのお尋ねのうち、まず松前町独自大会の運営をしてはどうかについてお答えします。

松前町では、現在、独自のホッケー大会として、毎年3月に中・四国、九州、関西圏域の中学生が集結する中学生ホッケー交流大会まさきカップを開催しています。今年度は3月11日、12日の2日間で開催し、香川県、広島県、大分県、佐賀県、奈良県のチームを迎えて開催する予定です。今後は、これらの県の小学生チームを迎えての交流大会を計画し、開催に向けて取り組んでいきたいと思ひます。

次に、町内県立高校に力添えをし、全国大会への常連校となるようにしてはどうかについてお答えします。

町内唯一の県立高校の伊予高校では、今年度、新たに女子ホッケー部が創部されまし

た。松前ホッケークラブで練習を積んだ子どもたちが部員となっており、創部1年目から全国大会に出場しました。しかしながら、男女とも全国の常連校となるためには、さらなる競技力の向上とその維持が必要と考えています。このため、本町としましては、男子ホッケー日本代表サムライジャパンの強化合宿に際して、代表選手との交流や直接技術指導を受ける機会を設けるなど、強化の支援を行っているところです。今後は、高い競技力を体感する機会を提供するためにも、伊予高校が実施する全国の強豪校との強化練習会の開催を支援していきたいと考えています。

次に、町内県立高校へのホッケー留学の実施に協力してはどうかについてお答えします。

伊予高校にホッケー留学をしてもらうためには、まずはホッケーをする子どもたちに、全国を目指すなら伊予高校でと言われるように伊予高校ホッケー部が全国大会の常連校になるような実力をつけることが先決です。このため、町としても、さきに述べたとおり、伊予高校ホッケー部の競技力向上を支援していきたいと思えます。

以上のとおり、松前町国体記念ホッケー公園ホッケー場を使用し、また町内県立高校の伊予高校ホッケー部の競技力向上を支援するとともに町民の皆様へのホッケー普及に努めながら、今後もホッケーの聖地松前町の実現を目指し、様々なイベント、大会を開催するなど、ホッケーによるまちづくりを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 岡井馨一郎議員。

○12番（岡井馨一郎議員） ありがとうございます。

ただ、ここで町内の地区対抗とか、あるいは町内6校の子どもさんの大会とかというようなものは、現在のルールあるいは用具では到底できません。そして、特にキーパーなどは重量で、大変な状況です。そして、ボールは、硬式野球ボールよりも硬い。当たれば確かにけがもします。いろいろあります。スティックも硬いから、これを振り回されたら、当たれば大けがをします。これは私も過去六十数年前にあるところでやったことがありますので経験がありますが、確かに痛いです。ただ、それを皆さんに普及するためにはまずルールをつくる。松前ルールをつくって、誰もが簡便にやれるような方策を考えていただきたい。

それと、用具、器具については、確かに軟式テニスボールみたいな柔らかいもの。スティックもプラスチック製みたいなもの。そして、ゴールについて、ゴールキーパーはああいう用具をつけなくて、通常のサッカー選手は、キーパーは何も用具をつけておりませんよね。ああいうような形で、ただゴールゲートを小さくする。そうすると、キーパーはいなくても、例えば直径1メートルの円にするか、あるいは50センチの枠にするかしてゴールを小さくして、そしてグラウンドも今使ってる半分でやるというような形でのやり方を



すれば、若い子どもさんでもお年寄りでも比較的そう走らなくてもやれるんじゃないかと。そういうところでのルールづくりを特に先に考えていただいて、松前ルールをつくっていただいて、皆さんにより以上に知っていただくと。

松前町はホッケーの町であると。そして、これから全国発信するんだと。あるいは、皆さんに来ていただいて楽しくやっていただくというような形での取組方を今後考えていただいたらと。教育長もそういうお考えをいただきましたので、ひとつそれをやっていただいたらと思います。

私の質問は以上で終わります。どうもありがとうございました。

○議長（加藤博徳） 岡井馨一郎議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時23分 休憩

午前11時26分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

2番西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 2番西村元一が議長の許可を得たので、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、鼻が詰まるとるもんで声が聞きにくいと思いますが、よろしく願います。

1、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金における電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し実施する産業振興に係る事業についてお尋ねします。

1、漁業者にはなぜ原油燃料費だけが対象か。

漁業者は原油燃料費だけでなく網、ロープなども高騰しているにもかかわらず、なぜ原油燃料費のみ対象となっているのか、説明をお願いします。

2、県費支出について。

私がこの前、産業課からもろうたこれには畜産業、農業にも県費が出てるような表になっているのになぜほかには県費がついてないのか、説明をお願いします。

3、補助金の上限額についてお尋ねします。

農業限度額20万円、漁業25万円、商工業40万円、畜産業には上限が定められていない。なぜ上限額が違うのか。国の補助金なら一定、同一にするべきではないのか。よろしく願います。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

田中産業課長。

○産業課長（田中俊臣） 新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金における電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用して実施する産業振興に係る事業につ

いてお答えいたします。

御質問の新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金における電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金については、内閣府地方創生推進室が令和4年9月9日に開催しました第4回物価・賃金・生活総合対策本部において創設することが決定されました。この交付金は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細かに必要な事業を実施する取組に、より重点的、効果的に活用するために交付されるものです。

議員お尋ねの漁業者にはなぜ原油燃料費だけが対象かということにつきましては、本町において産業振興のための交付金の活用方法を検討した結果、限られた交付金の財源を各産業に対しまして公平に支援するという視点に立ち、各産業で物価高騰による価格上昇の影響が大きいと思われる品目の価格上昇を基に交付金を算定することとしたものです。水産業においては、資材等の価格も高騰していることは承知していますが、最も影響を受けるのは燃油の価格上昇であると考え、燃油の価格上昇を基に交付金を算定したものです。

次に、なぜ畜産業への支援にだけ県補助金が財源として含まれるかという御質問については、県が実施する畜産配合飼料価格高騰対策支援事業だけが、市町が畜産業に対し補助を行った場合に、補助を行った市町を県が補助するという間接補助制度であるためです。

なお、県では、畜産業以外の産業については県が事業者に対して直接補助をしており、水産業においては漁業用燃油・飼料高騰対策緊急支援事業により、一定の条件を満たす事業者に対し、漁業協同組合を経由して補助を行っています。

最後に、御質問の補助金の上限額については、予算の範囲内で各産業のエネルギーの使用量に応じた公平な負担となるよう検討を行った結果、農業に対しては20万円、漁業に対しては25万円、中小企業者に対しては40万円という額を設定いたしました。物価高騰の影響が大きな産業ほど受けられる応援金の額が大きくなるよう、エネルギーの使用量に応じた公平性を確保したものです。

なお、本町の畜産配合飼料価格高騰対策支援事業については、支援先が1社であるため、補助金額の算定方法の中で上限額を設定し、同じ考え方で補助金額を抑えています。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） これは今決めた言うけど、何で商工業には40万円って。まだこれは3月の末までが申込みの期限になつとるはずなんですよ。ほやのに、それを決めるということはおかしいんじゃないですか、上限を決めるということは。

まだ3月31日が締切日ですよ。私らは早うに締め切られて。ほうでしょう。差別問題でしょう、これは早う言うたら。国からのお金を松前町は、一律にするんなら分かりますが、何でそんな上限にせないかんのですか。差別問題じゃないんですか、これは。国がこ

ういう具合にせえというて言うたんですか。これは松前町独断でやったことでしょうか。違いますか。

○議長（加藤博徳） 西村議員、今のは申込期日が3月末なのということですか。

（2番西村元一議員「いやいや、商工の40万円のことだけ3月31日までが締切日なんです。じゃけん、まだ配ってないんですよ、8,000万円ほど予算を組んだるけど」の声あり）

そのことについての質問……

（2番西村元一議員「おかしい問題でもあるし、国のお金を松前町は勝手に25万円じゃ20万円じゃ40万円じゃというて決めて。こういうことができるんですかということ、国がせえ言うたんですかということ聞きよるんですよ」の声あり）

答弁。

田中産業課長。

○産業課長（田中俊臣） 答弁で申しましたとおり、国から交付金が下りてきまして、松前町として全部の産業に公平に行き渡るように検討した結果、松前町において制度設計したものです。

あと、3月末までの申込期限は商工業者だけじゃないかというふうなお尋ねだったと思うんですけども、横並びでひとしく3月末で、漁業者もそうですし、農業者も制度設計をしております。

もう一つ、この算定の基礎となるのは1月から10月までの例えば燃料とかの上昇額についての率を掛けておりますので、そのように理解していただけたらと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） それやったら、商工会の会員も10月までのあれやったらもう締め切っとかないかんのやないですか。何で3月なんですか。そこを聞きたいんですが。

ほいで、国がこれで定めえ言うんやなしに町が勝手に20万円、25万円、40万円を決めたんですか。それも返事がないんじゃけど。国が決めえ言うたんですか、こういう具合に。国に聞きますよ。

○議長（加藤博徳） 田中産業課長。

○産業課長（田中俊臣） 返答したつもりだったんですけども、松前町において制度設計をしました。松前町で上限額を決めました。

あと、10月までだったらもう締め切ってもいいのではというふうなお尋ねだったかと思うんですけども、あくまでも申請期間が3月末までであるというふうに御理解いただいたらと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） ほいで、商工会の会員というか、何人おるんですか。8,000万円から、予算を組んどるけど。約七千九百何ぼ。私ら漁業者には130万円ですよ、たった。この会員は何人ですか、商工会の会員は。それで、40万円で8,000万円ほど組んどるといことは200人ですか。

○議長（加藤博徳） 田中産業課長。

○産業課長（田中俊臣） エネルギーのほうの中小企業者の支援対象なんですけども、商工会の加入事業者に限ったものではなくて町内の全事業者に対して支援を行っております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 言い訳切りで。

それと、何でこの帳面には県費も農業に出とるんです。こんなずさんな帳面の打ち方でええんですか。これをコピーしましょうか。

○議長（加藤博徳） 西村議員、質問の内容が分かりにくいんですが、聞いとる方は。

（2番西村元一議員「いやいや、これは産業からもろうた表なんです」の声あり）

西村元一議員、どうぞ。

○2番（西村元一議員） みんなに配るお金なんですよ。ほで、そこに補正額とか書いて、県費が農業のところに、977万円のところに県費も入とるんですよ、一千何ぼ。ほんでも、九百何ぼというたらおかしいなと思うんですが、その前にも1,000万円ほど入とる、国費が。ほで、県費が1,300万円ほど入とるのに一般財源で970万円ほど農業には出とるんです。これはどんな計算でこんな帳面の書き方をするんですか。面白い書き方です。これは何でこないごちゃごちゃに混ぜにやいかんのですか。

○議長（加藤博徳） 県費じゃなくて……

（2番西村元一議員「農業は農業で……」の声あり）

手数料の問題じゃないんですか。

（2番西村元一議員「えっ」の声あり）

手数料の問題じゃなくて。

（2番西村元一議員「手数料やないですよ、これ」の声あり）

県費をですか。

（2番西村元一議員「一般財源に載とるでしょう、これは。私らがもろうた表ですよ、これ」の声あり）

暫時休憩します。

午前11時38分 休憩

午前11時42分 再開

○議長（加藤博徳） 再開します。

田中産業課長。

○産業課長（田中俊臣） 冒頭に答弁させていただいたところに入ってしまったかと思うんですが、県費がなぜ畜産業だけに含まれてるのかというお尋ねに対してお答えしたところで

す。畜産の補助金だけ、市町が畜産業者に対して補助を行ったものに対する県の補助です。その分だけ間接補助制度でございますので、町の一般財源に県のほうから入ってくる。だから、ここに県費が乗っかってくる。これは予算の資料でございますので、そのようになっています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） ほなら、この表に書かれとる970万円の内訳のとはどこに書いとんですか、これは。この上のほうやないんか、この補正額のとこの。この金額が合わんけんおかしいなと思うだけのことで。

ほで、そこへ持ってきて、何でこの卵屋さんと農業のとこだけ事務費がないのか。私らは130万円の中からも3,000円の事務費は払うとるんじゃけど、そんなずさんなやり方でええんですか。事務費を取らんのですか、卵屋さんと農業には。

○議長（加藤博徳） 西村議員、今の事務費がこれには書いてないと思う。

（2番西村元一議員「書いてない。どこに。今渡した表に、どこに事務費が書いとんのですかということ。私らはその下の130万円で3,000円って書いて、その次ページには290万円で4,000円の事務費を取っとるでしょう、皆、ほかのとは。コロナのことだけは取ってないけどな」の声あり）

今の御質問は、今お尋ねになられた下のほうには事務費があるのに上のほうには事務費がないのはどういうことかと、こういうことですか。

（2番西村元一議員「そうです。今の続きよね」の声あり）

田中産業課長。

○産業課長（田中俊臣） お尋ねの事務費につきましては、これは事務費をあげる、もらうではなくて、職員が事務をするときに必要な予算として補正を計上しておるものです。その計上してない項目、農業のほうにつきましては、既存の当初の予算で対応できるから上げなかったものでございます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 何ぼ言うてもそんな言い訳切りで、要するに事務費は取るところと取らんとこの差別をするなということなんですよ、私が言いたいのは。

ほで、こんな国からのお金も金額にして20万円、25万円、40万円というて。大体、企業にする補助金でしょう。国からこうやって油の高騰じゃ、食料の高騰じゃから配りなさいというお金を何で差別したように金額を上げるんかということよ。

（「議長」の声あり）

まだ言よる。そうでしょう。そんな差別するようなことを町はするんですかということよ。おかしいでしょうが、それは。国からのお金でしょう。町のお金やないんですよ。

○議長（加藤博徳） 西村議員、町長が答弁しますんで。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 上限額の差ということについて御理解をいただいたらと思うんですけども、それは農業の平均をした高騰の影響が、例えば、これは例えばです。実際の額は私の今手元にないですが、農業で高騰の影響を受けた額が30万円とする場合、ところが商工業ではエネルギーをもっと使うから100万円の影響を受けてると。商工業では100万円の影響を受けてるのに対して何ぼ支援するか、平均して30万円の影響を受けてる人に対しては何ぼ支援するか、こういうふう考えたわけです。100万円の人には3分の2ぐらいまでは補助してあげないかんから60万円ぐらいにしましょう。30万円の3分の2やったら20万円ぐらいにしましょう。こういう形で上限額を設定してるんです。

つまり、影響を受けた額に対して公平な支援額を決めているということですので額は違ってますが、影響を受けた額に対してどの程度支援するかということにおいては公平性を保っているということですので、御理解いただいたらと思います。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） それやったら、漁師は役場の職員が来て売上げを全部持って行って分かるとと思いますが、商工会じゃほかのとも一律に皆金額を公表してください。

以上。ええですか。

ほいで、2番目に行きます。

焼却ごみ焼却先変更について。

1、なぜ三秋焼却場が使えないのか。

令和5年4月から、ごみ焼却が伊予市三秋の焼却場から松山市西クリーンセンターへ移行する。なぜ三秋が使えないのか。なぜ松山市西クリーンセンターへ変わるのか。

2、企業系一般廃棄物の収集について。

1、松前町の企業系一般廃棄物は、一度伊予市の三秋にある現在の焼却場入り口に設置してある計量器で重量を計量した後、松山の大可賀へ搬送し、再度計量後に松山市の西クリーンセンターに搬入するという仕組みで間違いないのか。

2、一般ごみは、松前町内で収集の後、西クリーンセンターへ搬送し、計量して完了する。しかし、企業系一般廃棄物は、役場を起点とすると約10キロもかけて三秋へ行き、計量後、約20キロかけて松山の大可賀で2度目の計量をし、西クリーンセンターへ行きごみを降ろす。結果、約40キロ、時間にして約80分もかかり、従来よりも40分も無駄になる。事業者、回収業者に負担が増え大変な打撃となり、従来の単価体制が崩れてしまう。なぜ1か所の計量で処理できないのか。

3、SDGsを進める中で、この無駄と思える労力をどの程度に試算しているのか。その金額は誰が負担するのか。

3、今後の町の対応について。

1、効率化を考え、今後松前町内に計量器を設置することが適切と考えるが、町の検討は。

2、国近川の横の不燃物置場に焼却場を造ってはどうか。今の機械は、臭い、煙、灰も少ない機械がある。検討してみても。

以上、お願いします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

早瀬保健福祉部長。

○保健福祉部長（早瀬晴美） 可燃ごみの焼却先の変更についてお答えします。

国は、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を主な目的に、各都道府県に対し、ごみ処理施設の集約化、大規模化を実施するよう、平成9年にごみ処理の広域化計画の策定を求め、ごみ処理の広域化を推進しています。これを受け愛媛県は、平成10年に愛媛県ごみ処理広域化計画を策定し、その計画の中で松前町は松山圏域の3市3町で構成する松山ブロックに位置づけられていましたが、具体的な広域化は進展していない状況でした。

しかしながら、三秋にある伊予地区清掃センターは、昭和52年3月の供用開始から45年を経過し、焼却設備の老朽化が著しく、焼却能力が8割程度に低下し、通常運転では焼却し切れないため、時間延長や休日運転を行って焼却する状況となり、施設の更新が必要となったことで松山ブロックの広域化の機運が高まり、関係機関が協議の上、令和4年3月29日に松山ブロックの3市3町がごみ処理の広域化についての基本構想を策定したところです。

しかしながら、広域化の実施は早くとも令和14年度からとされているため、それまでの間、ごみ処理広域化の方向が決定している状況で現在の三秋の伊予地区清掃センターの施設を多額な費用を費やして改修してまで同センターで焼却処理を行うことは無駄であるこ

とから、同センターは使わず、令和5年4月から暫定的に松山市に可燃ごみの焼却処理を委託することとしたものです。

暫定的なごみ処理委託における可燃ごみの搬入先は、松山市が施設の焼却処理能力と搬入時の道路渋滞の観点から松山西クリーンセンターを指定してきたものです。

次に、事業系一般廃棄物の収集についてお答えします。

一般廃棄物の収集運搬業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、管轄する市町村の許可を受けなければならないとされています。このため、松山市でごみの積み下ろしをする場合、松山市の一般収集運搬の許可が必要ですが、松山市は新規の一般廃棄物の収集運搬の許可を停止しているため、今回の暫定的な焼却処理の委託に伴う新規の許可も行わない方針です。

このような状況において、松山市から、中継施設で松前町が一般廃棄物の計量を行い、確認すれば許可がなくても松山西クリーンセンターに持ち込むことができるとの解釈が示されたため、町では令和3年度から町有地を中心に中継施設となる場所について検討を重ねましたが、様々な理由により適当な場所がなかったため、やむを得ず中継施設を伊予地区清掃センターにすることとしていました。

しかしながら、議員のおっしゃるとおり、一旦約10キロ離れた伊予地区清掃センターまで行き、計量後、そこから約20キロ離れた松山西クリーンセンターまで運び再び計量するのは非常に無駄であり、事業系一般廃棄物を排出する町内業者や収集運搬業者の負担は計り知れません。このため、引き続き中継施設に関し、関係機関と協議を重ねた結果、このたび事業系一般廃棄物については中継施設では計量を要せず、車両確認のみを行った後、松山西クリーンセンターに持ち込むことを松山市が承諾したため、伊予地区清掃センターや伊予市と協議し、中継施設を松前町の不燃物置場とすることが先日決まりました。したがって、三秋まで行く必要はなくなりました。現在、4月1日からそのように実施できるよう関係機関と調整しています。

今後の町の対応については、先ほどお話ししたとおり、計量器の設置が必要でなくなったことと広域でのごみ処理の方向が決定していることから、計量器の設置及び新たな焼却場を設置する考えはありません。今後も、松山圏域の3市3町で松山ブロックごみ処理広域化に向け、引き続き協議し、対応していきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） よく分かりました。ありがとうございます。

次に、3番目、信号機について。

出合橋の南側の南北信号機について。フジの歩道の信号設置の進展は。

出合橋は、松山から重信川を越え松前に入る交差点で、松山から右折する車があれば、



松前からの直進車により松山からの右折車で南進ができず、朝夕は大変混雑する。右折禁止にするか、時差信号にするか、何らかの渋滞改善策はないのですか。

これは、要するに松山のほうが時差信号になっとんです。ほで、松前から松山に行くほうが信号が長いんで、どうしても直進車が、松前から松山に入るほうが多いんで、右折車が止まったままになっとんです。ほやけん、そこをちょっと改善してもろうて、あこを一方通行というか、時間帯で通行止めにするか、混雑する時間で通行止めにするか、右折を優先的にするような時差信号にしてもらうかにしてもらうたら。こう言うたら悪いけど、塩屋工業団地に行くんとか、あっちへ行く車が物すごい多いんですよ、あっこの土手のほうが。ほやけん、そこを何とか、警察とか、そういうほうに力を入れてくれたら皆、渋滞が防げるんかなと思うて一般質問をさせてもろうたんです。

ほいで次に、フジの歩道の信号について。

令和3年6月会議とか9月でも、前にも言うたと思うんですが、松前のフジの前の県道と交差点での車の左右往来が今でも目について。横断歩道はできとんですが、自転車とか人が通るときには車が止まって車が渋滞するような感じなんで、あっこにできたら、ここはもう文章を読みませんが、信号機を。また警察と前に相談する言ようたけど、どんなんやろうかと思うて。そこだけお願いします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

金子危機管理課長。

○危機管理課長（金子貴徳） 出合橋の南側の南北信号機についてお答えします。

議員御指摘の交差点の信号機について、令和5年2月24日に伊予警察署へ確認したところ、令和5年3月中に出合橋の南側信号機及び北側信号機について、南北方向の直進に係る青信号の秒数を今より延長して直進車の流れの向上を図りつつ、議員御指摘の信号機を時差式信号へ変更する工事を施工することによって右折車の流れの向上も図り、渋滞の改善につなげたいとの回答でした。これにより、町としても、同交差点の渋滞の改善につながることを期待しています。

次に、フジの歩道の信号設置の進捗についてお答えします。

令和3年6月定例会で議員から御質問のありました信号機の設置要望については、令和3年9月29日付けで町から伊予警察署に対して要望書を提出しています。令和5年2月24日に伊予警察署にこの件について進捗状況を確認したところ、警察としても設置について検討をしているところですが、県内の他の要望箇所と調整する中で、現地の交通状況では速やかに信号機を設置するという事は困難です、との回答でした。

信号機は、警察において、限りある予算の中で優先度の高いところから設置しているものと思われませんが、町としても議員御提案の信号機については子どもや高齢者など交通弱者の安全を確保するためには必要と考えておりますので、できるだけ早く設置いただける

ようにお願いしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） よろしくお願ひします。

次に、松前町庁舎南側の駐車場入り口改善について。

検討進展は。

令和4年12月議会でも質問したと思いますが、役場の駐車場に入るときの段差と入り口変更などの改善について、その後の検討結果をお聞きしたい。

2月19日に文化センターで何かあったと思いますが、講演か、駐車場が満タンで、駐車場の前の道路にもずっと車が止まるとるような状態で、歩道のところを改善して駐車場を造ったらどうやろうかと思うて。ほで、そうやって言いよったら、この間の3月2日か3日、また役場で何かがあったか知らんけど、駐車場が満タンで、道路にいっぱい車が止まるとるような状態やったんで、ほでこれさせてもろうたんですが、どんなですか。歩道をちいと削って駐車場を何台か造ったほうがええんじゃないかなと思うんですが。お願ひします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

すみません、12時過ぎましたが、このまま続けさせていただいてよろしいですか。

（「はい」の声あり）

はい。

どうぞ、田中財政課長。

○財政課長（田中志延） 庁舎前駐車場の出入口の改修に係る検討状況についてお答えします。

庁舎前駐車場の出入口につきましては、昨年の12月議会において御提案のありました入口と出口を別々にするという形で改修を行いたいと考えております。また、県道の車道と歩道の境界部分の傾斜につきましても、出入口の改修工事に合わせて改修を行いたいと考えており、現在は改修工事に向けた設計作業を行っております。

今回計画している改修工事では、新たに出入口を設けることや車道と歩道の境界部分の傾斜の改修を行うことに伴い、県道区域内の歩道の改修を行う必要があるため、県道の管理者である愛媛県の承認が必要になります。今後は、設計が完了し、県の承認が得られましたら、来年度の補正予算に改修工事費を計上したいと考えております。

なお、歩道の部分を駐車場にというお話ですが、今回入口のほうを西側に増設することは考えておりますけども、その歩道の部分を駐車場に変更することは今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 分かりました。ありがとうございます。

次に、排水ポンプ設置について。

詳細説明を。

塩屋遊水池に雨水対策排水ポンプ設置で当初予算に計上されているが、詳細経緯、結果などの説明を。

また、今計画中の松前保育所跡の地下タンク設置との整合性は。

保育所跡も地下タンクにせず、今設置している排水ポンプ設置を増設したほうがメンテナンスを含めてコスト効果は上がると思うが、説明をよろしくお願いします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

山田まちづくり課長。

○まちづくり課長（山田善仁） 塩屋排水ポンプ設置についてお答えします。

重信川河口部に位置する塩屋地区は、地区内の雨水排水を塩屋遊水池から重信川に自然排水していますが、大雨時には重信川の増水の影響により塩屋遊水池にたまった雨水が重信川に自然排水できなくなり、遊水池が満杯になります。そのため、遊水池へ流入している水路の水位が上昇して溢水し、工業団地の至るところで浸水が発生しています。特に、地盤の低い道路では、農地や水路との境も分からなくなるほど冠水し、車の通行もできなくなり、企業活動に影響が出ています。近年でも、令和2年7月の大雨で重信川の水位上昇が長時間続き、工業団地では道路冠水が6時間以上となり、事業所で働く方が帰宅できない状況となりました。このため、気候変動による水災害の頻発化や降雨量の増大に備え、新たな雨水対策が必要となっています。

河口部に位置する地域では、内水を排水するための対策として、一般的には雨水貯留施設または排水機場の整備が必要です。塩屋地区には排水機場がなく、今述べたように、重信川の増水の影響により自然排水ができず浸水被害が発生しているため、排水機場の整備を行うこととしました。排水機場を整備することで、大雨のたびに発生していた道路冠水による通行止めが大幅に解消できるものと考えています。

次に、塩屋地区の排水機場の整備と筒井地区の雨水対策との整合性についてお答えします。

両地区とも、整備後は排水機場と雨水貯留施設を併用して内水を排水する施設となり、整合性があると考えています。

次に、筒井地区の雨水貯留施設の整備について、排水ポンプ施設を増設する場合と比較すると、整備費用は両施設ともに15億円程度で変わりませんが、排水ポンプの増設には海まで送水する新たな送水管の適当な設置場所がありません。また、将来の維持管理費を含んだコストについては、排水ポンプ施設は多くの機械設備や電気設備のメンテナンスが必

要となるほか、老朽化による設備の更新も必要となる一方、雨水貯留施設にはたまった土砂の清掃と排水用小型ポンプ施設のメンテナンス及び更新は必要となりますが、機械設備や電気設備の規模が小さいため、費用も少なくて済み、雨水貯留施設のほうが排水ポンプ施設を増設するよりも低くなります。このため、筒井地区では、既存の義農湛水防除施設を補完する施設として雨水貯留施設を整備することとしたものです。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） これは地下に4.5メートル掘るらしいけど、ここへ水がたまったやつはどないしてくみ出すんか。ほいで、泥とかはどうやって取るんですか。ただ遊水池を造るだけじゃ水は替わらんですよ、地下やから。同じポンプをまた据えるんやったら今のポンプ場が近い、もう目と鼻の先やから。地下を掘らんでも今の水を吸い上げるポンプを余分に1台でもつけたほうが、何ぼコストが安う上がるかは分らんと思うんですが。

後出しじゃんけんみたいなことでしょう。地下を掘って水がたまりました。その水はどないしてくみ上げるんですか。やっぱりポンプを据えるんでしょう。ほったら、泥はどうするんですか。泥もたまりますよ、地下の中へ。それはどうするんですか。ただ掘るだけで皆納得しますか。水がたまったらどないして出すんですか。面白いことを言われんですよ、課長。

○議長（加藤博徳） 山田まちづくり課長。

○まちづくり課長（山田善仁） 先ほど説明したとおり、雨水貯留施設にたまった水については、小型用の排水ポンプで元の河川のほうに戻します。これは、水位の上昇が収まってから元の河川のほうに戻します。たまった土砂については、吸引車等で吸引して適正な処分を行うこととなります。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 小型のポンプで間に合いますか。雨が降り出したらどないするんですか。いっぱいになった上に雨が降ったらどうするんですか。その小まいポンプで間に合いますか。それやったら、初めから大きいポンプを据えとくほうが、地下に掘らんでもメンテナンスがいいんじゃないですか、予算も安う上がるし。今ポンプ2台据わっとるけど、あの中は広いですよ、もう2台や3台据わりますよ、あれは改造したら。もう目と鼻の先ですよ、配管するんでも。ほうでしょう。今現在あるんだから、そこへポンプ車を据えたらええだけの話じゃないんですか、それは。

地下さっちに掘って、雨が降って満タンに水がなりました。小まいポンプでくみ上げます。まだ雨が降りよったらどうするんですか。川はいっぱいになりますよ。そういう計算

までしてないでしょう。ただいっぱいになったら戸を閉めて、ポンプで水をくみます。ほで、雨が降らんかったらええけど、降りよったらどうするんですか。戸を開けられんで、川は増水しますよ。どんな考えですか、それは。

○議長（加藤博徳） 山田まちづくり課長。

○まちづくり課長（山田善仁） 今回計画している雨水貯留施設については、今現在、義農湛水防除施設でポンプ排水しているんですが、これが排水ポンプの能力以上に雨水が落ちてきた場合は排水路の水位上昇があります。その水位上昇があった場合に、ある程度の水位上昇になった場合に雨水貯留施設に水が入るような施設になっておりますので、その必要な雨水貯留施設の利用についても計算した中で、1万トンの雨水貯留施設があれば洪水がある程度防げるということを計算して計画してますので、そちらの心配はないと考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 計算するんやったら、もっとならしい計算しなさいや。雨は1万立米か何か知らんけど、それだけ降るといことはないですよ。もっと降りますよ、雨は。計算しとりますか、それは。

どこやったか場所は忘れたけど、大雨で何万人というて死によります。そんな雨が降ったらここはどうするんですか。1万立米だけで終わるんですか。やっぱり川が増水するんでしょう。ほしたら、ポンプがあるんやけん、ポンプでどンドン水をくむんでしょ。1万立米、水の中へ入れました。戸を閉めました。川が増水する。氾濫します。一緒でしょう。何を考えて物を言ようんか分からん。

○議長（加藤博徳） 山田まちづくり課長。

○まちづくり課長（山田善仁） 今回の雨水貯留施設の計画は、雨水貯留施設の中に水をためただけで洪水が収まるとは考えておりません。当然、義農湛水防除施設のポンプ施設で排水しながら、それでも水位上昇があった場合に雨水貯留施設にためるといような計画になってますので、1万トンの雨しか降らないとかそういう問題ではございません。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） いや、それはそっちの言い訳であって、泥もありますよ。川の水というたら、あの濁りというのは皆泥なんです。港の中、皆雨水が出たらもう沈殿しよるんですよ。ほしたら、1万立米の中にも雨水の濁った水が入ったということは、泥が沈殿するんです。そういう泥のことは処置もないんでしょ。あるんですか。どうやってその泥を、ヘドロを取るんですか。そんなんよりかは、もう川に流してポンプ車で水をくむほうが早いんやないですか。そんな無駄なお金を使わんといてください。

○議長（加藤博徳） 山田まちづくり課長。

○まちづくり課長（山田善仁） 今回の建設する雨水貯留施設の中に泥がたまつた場合は、その泥については雨水貯留施設の水を空にした後に土砂を吸引車で吸い取つて適切に処分するということになります。

以上です。

（「もう説明は全部済んでますから」の声あり）

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 泥というて莫大な費用になりますよ。1万立米の中に泥が何センチたまるか分からん。1メートルの泥というたらいいかげんでしょ。

10センチ、1メートルというて泥が何ぼたまるか計算してないでしょう。何ぼの莫大な費用になるんですか、それは、泥を取るだけで。そんな無駄遣いするよりかはポンプを据えるほうが早いでしょうが、それは。何を……。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員、ある程度そういう計算はして提案をさせていただくとこの前説明があつたと思うんです。そのあたりの資料をもう一遍後でお渡ししますので、それを見ていただいてまた御質問いただいたらと思うんですが、いかがでしょうか。

（2番西村元一議員「はい、終わります」の声あり）

西村元一議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会します。

午後0時15分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議員 加 藤 博 徳

松前町議会議員 田 中 周 作

松前町議会議員 住 田 英 次

3月15日（第3号）

令和5年松前町議会第1回定例会会議録

令和5年3月15日第1回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 2番 西村元一   | 3番 渡部恵美   | 4番 曾我部秀司  |
| 5番 影岡俊範   | 6番 田中周作   | 7番 住田英次   |
| 8番 稲田輝宏   | 9番 加藤博徳   | 10番 藤岡緑   |
| 11番 村井慶太郎 | 12番 岡井馨一郎 | 14番 伊賀上明治 |

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の12名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|               |      |
|---------------|------|
| 町長            | 岡本靖  |
| 副町長           | 徳居芳之 |
| 教育長           | 足立一志 |
| 総務部長          | 大川康久 |
| 保健福祉部長        | 早瀬晴美 |
| 産業建設部長        | 渡部博憲 |
| 出納局長          | 住田民章 |
| 教育委員会<br>事務局長 | 仙波晴樹 |
| 総務課長          | 友田秀樹 |
| 危機管理課長        | 金子貴徳 |
| 子育て・<br>健康課長  | 大西雅弘 |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。



議会議務局長  
議会議務局記  
書

楠 田 匡 志  
德 本 敏 子

令和5年松前町議会第1回定例会

議事日程表

No.3

|       |                                                                   |          |       |
|-------|-------------------------------------------------------------------|----------|-------|
|       | 令和5年3月15日(水)                                                      | 午前10時30分 | 開議    |
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                                        |          |       |
| 日程第2  | 議案第1号 松前町事務分掌条例の一部を改正する条例                                         |          |       |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設)                                                     | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第3  | 議案第2号 松前町情報公開条例の一部を改正する等の条例                                       |          |       |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設)                                                     | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第4  | 議案第3号 松前町個人情報の保護に関する法律施行条例                                        |          |       |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設)                                                     | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第5  | 議案第4号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例 |          |       |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)                                                       | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第6  | 議案第5号 松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例                              |          |       |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)                                                       | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第7  | 議案第6号 松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例                      |          |       |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)                                                       | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第8  | 議案第7号 松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例                           |          |       |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)                                                       | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第9  | 議案第8号 松前町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例                                    |          |       |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)                                                       | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第10 | 議案第9号 松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例                                       |          |       |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)                                                       | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第11 | 議案第10号 松前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例                                     |          |       |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設)                                                     | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第12 | 議案第11号 松前町都市公園条例の一部を改正する条例                                        |          |       |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)                                                       | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第13 | 議案第12号 松前町庁舎空調設備改修工事請負契約の締結について                                   |          |       |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設)                                                     | 質疑       | 討論 採決 |

|       |        |                              |    |             |    |
|-------|--------|------------------------------|----|-------------|----|
| 日程第14 | 議案第13号 | 権利の放棄について                    |    |             |    |
| 上程    | 委員長報告  | (文教厚生)                       | 質疑 | 討論          | 採決 |
| 日程第15 | 議案第14号 | 令和4年度松前町一般会計補正予算(第12号)       |    |             |    |
| 上程    | 委員長報告  | (予算決算)                       | 質疑 | 討論          | 採決 |
| 日程第16 | 議案第15号 | 令和4年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)  |    |             |    |
| 上程    | 委員長報告  | (予算決算)                       | 質疑 | 討論          | 採決 |
| 日程第17 | 議案第16号 | 令和4年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) |    |             |    |
| 上程    | 委員長報告  | (予算決算)                       | 質疑 | 討論          | 採決 |
| 日程第18 | 議案第17号 | 令和4年度松前町介護保険特別会計補正予算(第5号)    |    |             |    |
| 上程    | 委員長報告  | (予算決算)                       | 質疑 | 討論          | 採決 |
| 日程第19 | 議案第18号 | 令和4年度松前町水道事業会計補正予算(第4号)      |    |             |    |
| 上程    | 委員長報告  | (予算決算)                       | 質疑 | 討論          | 採決 |
| 日程第20 | 議案第19号 | 令和5年度松前町一般会計予算               |    |             |    |
| 上程    | 委員長報告  | (予算決算)                       | 質疑 | 討論          | 採決 |
| 日程第21 | 議案第20号 | 令和5年度松前町国民健康保険特別会計予算         |    |             |    |
| 上程    | 委員長報告  | (予算決算)                       | 質疑 | 討論          | 採決 |
| 日程第22 | 議案第21号 | 令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計予算        |    |             |    |
| 上程    | 委員長報告  | (予算決算)                       | 質疑 | 討論          | 採決 |
| 日程第23 | 議案第22号 | 令和5年度松前町介護保険特別会計予算           |    |             |    |
| 上程    | 委員長報告  | (予算決算)                       | 質疑 | 討論          | 採決 |
| 日程第24 | 議案第23号 | 令和5年度松前町水道事業会計予算             |    |             |    |
| 上程    | 委員長報告  | (予算決算)                       | 質疑 | 討論          | 採決 |
| 日程第25 | 議案第24号 | 令和5年度松前町下水道事業会計予算            |    |             |    |
| 上程    | 委員長報告  | (予算決算)                       | 質疑 | 討論          | 採決 |
| 日程第26 | 議案第25号 | 松前町監査委員の選任について               |    |             |    |
| 上程    | 提案理由説明 |                              | 質疑 | 討論          | 採決 |
| 日程第27 | 議案第26号 | 松前町教育委員会委員の任命について            |    |             |    |
| 上程    | 提案理由説明 |                              | 質疑 | 討論          | 採決 |
| 日程第28 | 議案第27号 | 令和4年度松前町一般会計補正予算(第13号)       |    |             |    |
| 上程    | 提案理由説明 |                              | 質疑 | 委員会付託(予算決算) |    |
| 日程第29 | 議案第28号 | 令和5年度松前町一般会計補正予算(第1号)        |    |             |    |
| 上程    | 提案理由説明 |                              | 質疑 | 委員会付託(予算決算) |    |
| 日程第30 | 議案第27号 | 令和4年度松前町一般会計補正予算(第13号)       |    |             |    |

上程 委員長報告（予算決算） 質疑 討論 採決  
日程第31 議案第28号 令和5年度松前町一般会計補正予算（第1号）  
上程 委員長報告（予算決算） 質疑 討論 採決  
追加日程第1 議員提出議案第1号 松前町議会の個人情報の保護に関する条例  
上程 提案理由説明 質疑 討論 採決  
日程第32 議員派遣の件  
閉 議  
町長挨拶  
閉 会

午前10時30分 開議

○議長（加藤博徳） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をいたします。

8番稲田輝宏議員、10番藤岡緑議員、以上両議員を指名いたします。

~~~~~

#### 日程第2 議案第1号 松前町事務分掌条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第2、議案第1号松前町事務分掌条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る2月27日の本会議において、当委員会に付託されました議案第1号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、業務執行の効率化を図るため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、今回の組織改正で町民課を総務課に移管することにより業務執行の効率を図ることだが、具体的にどう変わるのかとの質疑があり、ワクチン接種業務、また来年度からの子ども家庭庁の創設など、保健福祉部の業務が増大することが見込まれることから、保健福祉部にある町民課を総務部付けとするものであり、これにより町民の方に影響が出ることはないとの答弁がありました。

また、組織改正で職員の業務量は何も変わらない、効率化で職員の作業量を減らし業務量を平準化するということが目的ではないのかとの質疑があり、部を統括する部長の業務量が保健福祉部は多過ぎるため、総務部に移管することで部間の業務の平準化を図るものであるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第1号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第2号 松前町情報公開条例の一部を改正する等の条例(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第3、議案第2号松前町情報公開条例の一部を改正する等の条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長(村井慶太郎議員) 去る2月27日の本会議において、当委員会に付託されました議案第2号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されることに伴い所要の改正を行うとともに、個人情報の保護に関する規律が改正後の同法に一元化されるため、町の個人情報の保護に関する条例を廃止するものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(加藤博徳) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第2号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

**日程第4 議案第3号 松前町個人情報の保護に関する法律施行条例(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)**

○議長(加藤博徳) 日程第4、議案第3号松前町個人情報の保護に関する法律施行条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長(村井慶太郎議員) 去る2月27日の本会議において、当委員会に付託されました議案第3号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されることに伴い、同法の施行に関して必要な事項を規定するため、新たに制定するものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(加藤博徳) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第3号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は委員長の報告どおり

り可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時39分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

~~~~~

日程第5 議案第4号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第5、議案第4号松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長影岡俊範議員。

○文教厚生常任委員長（影岡俊範議員） 去る2月27日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第4号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、松前町健康づくり計画推進委員会を松前町健康づくり検討委員会に改称するため及び松前町通学路安全対策実践委員会を廃止し教育委員会の附属機関として松前町部活動地域移行検討委員会を新たに設置するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、松前町健康づくり検討委員会と松前町部活動地域移行検討委員会の構成委員の男女比率はどのようになっているかとの質疑があり、松前町健康づくり検討委員会は12名の構成委員のうち3名が女性で25%、松前町部活動地域移行検討委員会は10名の構成委員のうち団体の代表を委員とする場合もあるが、男女共同参画の視点から女性の登用についても考えていきたいとの答弁がありました。

委員からは、男女共同参画社会の実現のためにも女性委員の選定に努めてほしいとの意見がありました。

次に、松前町部活動地域移行検討委員会の委員は、子どもと関わりのある保護者や学校長が各校区から平等に選定されるのか、今後保護者などから意見が出てきた場合、検討し配慮できるのかとの質疑があり、委員は各校区から平等に選定するよう努める。また、令和7年度末までに部活動を地域に移行する体制をつくるのが国の方針である。その前段として、令和5年度は地域移行に向け2つのモデルを立ち上げ、そこで生じた問題や課題について令和6年度以降検討していく。その過程を踏まえ、今後町の計画を策定するが、

委員の増員が必要であれば検討したいとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第4号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

**日程第6 議案第5号 松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）**

○議長（加藤博徳） 日程第6、議案第5号松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長影岡俊範議員。

○文教厚生常任委員長（影岡俊範議員） 去る2月27日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第5号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令という同じ題名の2つの省令及び民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令による、町が条例で基準を定めるに当たって従い、又は参酌すべきものとされる家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正を契機に、町の基準を同省令で定める基準どおりとすると規定するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、保育施設の自動車に係る児童の所在確認及び安全装置の義務化とあるが、保育施設に対し補助はあるのかとの質疑があり、上限はあるが国からの10分の10の補助になり、令和5年度当初予算に計上しているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第5号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第6号 松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第7、議案第6号松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長影岡俊範議員。

○文教厚生常任委員長（影岡俊範議員） 去る2月27日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第6号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令による、町が条例で基準を定めるに当たって従い、又は参酌すべきものとされる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事

業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正を契機に、町の基準を同省令で定める基準どおりとすると規定するため、所要の改正を行うものです。

審査においては特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決いたしましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第6号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

**日程第8 議案第7号 松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）**

○議長（加藤博徳） 日程第8、議案第7号松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長影岡俊範議員。

○文教厚生常任委員長（影岡俊範議員） 去る2月27日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第7号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、放課後児童支援員の資格要件を緩和するため、及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令という同じ題名の2つの省令による、町が条例で基準を定めるに当たって参酌すべきものとされる放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正を契機に、放課後児童支援員の資格要件を除き、町の基準を

同省令で定める基準どおりとすると規定するため、所要の改正を行うものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第7号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第8号 松前町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第9、議案第8号松前町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長影岡俊範議員。

○文教厚生常任委員長（影岡俊範議員） 去る2月27日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第8号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、子ども・子育て支援法の一部が改正されることに伴い、規定の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第8号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第9号 松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例(上程、委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第10、議案第9号松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長影岡俊範議員。

○文教厚生常任委員長(影岡俊範議員) 去る2月27日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第9号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、健康保険の出産育児一時金の支給額が引き上げられることに伴い、これに準じ国民健康保険の出産育児一時金の支給額を引き上げるため、所要の改正を行うものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(加藤博徳) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第9号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告どおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時0分 休憩

午前11時1分 再開

○議長(加藤博徳) 再開いたします。

~~~~~

日程第11 議案第10号 松前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第11、議案第10号松前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長(村井慶太郎議員) 去る2月27日の本会議において、当委員会に付託されました議案第10号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、町道に係る占用料を改定するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、町有地にある電柱等の占用料は町が決めることができるのかとの質疑があり、町道の敷地内に電柱を建てる場合の占用料については町が条例で定めることになっているとの答弁がありました。

想い通りの高架下をシルバー人材センターが利用していると聞いたが、占用料についての配慮などしているのかとの質疑があり、想い通りの高架下をシルバー人材センターが利用しているが、土地の使用については直接協議を行い、占用料が必要になることを了承した上で借りられている、その占用料についても料金が改正されるとの答弁がありました。

委員からは、シルバー人材センターは高齢者対策の一つである、今後経済面などの配慮を検討してもらいたいとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第10号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第11号 松前町都市公園条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第12、議案第11号松前町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長影岡俊範議員。

○文教厚生常任委員長（影岡俊範議員） 去る2月27日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第11号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、松前公園多目的広場の夜間照明施設について、照明の種類に応じた料金を設定し、利用者に対して選択する機会を提供することで利用者の利便性の向上に資するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、電気代が上昇しているが町の負担が出てくるのか、また料金を改定する予定はあるのかとの質疑があり、電気代の上昇に係る町の負担については、松前公園に限らず町の所有する施設の電気代等の上昇に応じて、今後見直しをする機会に改正を考えることになるとの答弁がありました。

また、照明をLED化すれば電気代は安くなるのではないかとの質疑があり、LED化をすれば電気代を安く抑えることができる。極力早い段階で有利な補助金の活用を考え、LED化を実施していかないといけないと考えているとの答弁がありました。

委員からは、夜間照明を実際に使用し料金を支払う利用者の負担が軽くなるよう、LED化を計画的に実施してほしいとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第11号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第12号 松前町庁舎空調設備改修工事請負契約の締結について（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第13、議案第12号松前町庁舎空調設備改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る2月27日の本会議において、当委員会に付託されました議案第12号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

審査の過程において、空調機器の耐用年数と設置後の保守費用について質疑があり、耐用年数は約20年と考えており、保守費用については現在の設備で年間約280万円ほどかかっているが、改修後の設備について改めて入札により決定するため、金額は上下する可能

性があるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第12号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第13号 権利の放棄について（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第14、議案第13号権利の放棄についてを議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長影岡俊範議員。

○文教厚生常任委員長（影岡俊範議員） 去る2月27日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第13号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この議案は、回収が不可能である債権について、権利を放棄して債権の整理を行うため、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第13号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長の報告どおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時14分 休憩

午前11時15分 再開

○議長(加藤博徳) 再開いたします。

~~~~~

日程第15 議案第14号 令和4年度松前町一般会計補正予算(第12号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第16 議案第15号 令和4年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第17 議案第16号 令和4年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第18 議案第17号 令和4年度松前町介護保険特別会計補正予算(第5号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第19 議案第18号 令和4年度松前町水道事業会計補正予算(第4号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第15、議案第14号令和4年度松前町一般会計補正予算第12号、日程第16、議案第15号令和4年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第5号、日程第17、議案第16号令和4年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号、日程第18、議案第17号令和4年度松前町介護保険特別会計補正予算第5号及び日程第19、議案第18号令和4年度松前町水道事業会計補正予算第4号を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長藤岡緑議員。

○予算決算常任委員長（藤岡 緑議員） 去る2月27日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました議案第14号から議案第18号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

初めに、議案第14号令和4年度松前町一般会計補正予算第12号は、歳入歳出それぞれ4億1,334万9,000円を追加し、総額を124億1,172万8,000円とするものです。

審査の過程において、総務部所管等については、ふるさと納税について寄附の総額を1,500万円から1,700万円に上方修正した上で、返礼品代金を60万円増額するが、昨年度は返礼品代金とポータルサイト使用料を増額している、ポータルサイト使用料の増額は必要なのかとの質疑があり、サイトに上げている件数、寄附をいただいた金額などにより様々な変動があり、返礼品代金とポータルサイト使用料を合わせて増額するとは限らない、ポータルサイト使用料は計上している予算の範囲内で賄えると考えているとの答弁がありました。

次に、財政調整基金費の補正額3億6,899万5,000円により、財政調整基金の残高はどれくらいになるのか、またその残高は適正かとの質疑があり、令和4年度末の見込額は10億2,678万円である、一般的に財政調整基金の残高は標準財政規模の1割程度が適正と言われており、それを本町に当てはめると約7億円となり適正であるとの答弁がありました。

次に、消防費の報償金9万円減額の要因は何かとの質疑があり、松前町消防出初式において一般協力者表彰がなかったこと、またコロナ禍により少年消防クラブの出席がなかったためであるとの答弁がありました。

続きまして、産業建設部所管については、市町振興に伴うイベント等助成金の規模はどのようになっているのかとの質疑があり、県の市町振興協会の助成事業の予算額は1億2,000万円で、今年度は1市町当たり600万円の規模である。事業費1,200万円以上で2分の1の600万円の助成となるとの答弁がありました。

続きまして、保健福祉部所管については、粗大・埋立ごみ収集運搬処理委託料の増額について、粗大ごみと埋立ごみではどちらの量が増えたため増額するのかとの質疑があり、ごみ減量の努力はしているが、粗大ごみ、埋立ごみ両方の運搬処理量が増えている。粗大ごみの中には資源ごみも多く含まれており、資源ごみの運搬に関しては減ってきているとの答弁がありました。

委員からは、放置されている粗大ごみや袋に入れられていない埋立ごみ等、ルール違反をしているごみを処理するために税金を投入することにならないよう、委託業者にヒアリングして実態把握の検証をしてもらいたいとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第15号令和4年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第5号について、審

査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税の減免に対する国からの財政支援が拡充され、減免額の10分の10相当額について特別調整交付金を充てることができるようになったため、減免実績額を基に歳入予算の財源振替を行うものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第16号令和4年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、低所得者に対する保険料の軽減に対し、町が負担する保険基盤安定負担金について、負担額の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金を減額し、また前年度の一般会計繰入金の前算に併し、一般会計からの繰入れ超過分を返還するものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第17号令和4年度松前町介護保険特別会計補正予算第5号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、保険事業勘定の補正をするものです。

初めに、保険課所管分の歳出については、居宅介護サービス等給付金の財源について、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る介護保険料の減免に対する国からの財政支援が拡充され、減免額の10分の10相当額について特別調整交付金を充てることができるようになったため、一般会計で受け入れる地方創生臨時交付金の活用を取りやめ、財源振替を行うものです。

歳入の介護保険事業運営基金繰入金は、地域支援事業費の財源である1号被保険者分の減額と地方創生臨時交付金分の補填額を差し引いたものです。

次に、福祉課所管分の歳出については、介護予防・生活支援サービス事業費について、町内に住所を有する要支援者に対する訪問型サービスや通所型サービスのコロナ禍に伴う利用者の減少により減額するものです。

歳入については、訪問型サービスや通所型サービスの各事業に係る国、県等の交付金や補助金をそれぞれ減額するものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第18号令和4年度松前町水道事業会計補正予算第4号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、資本金収入及び支出の予定額から収入支出それぞれ5億5,600万円

の減額と、収益的収入及び支出の収入の予定額から982万4,000円を減額し、支出の予定額に1,699万6,000円を増額するものです。

これは、現在事業を進めている（仮称）松前町浄水場整備事業の設計作業に日数を要したため、令和4年度分に予定していた実施設計と基礎工事等の執行が見込めなくなったことから、事業費5億5,600万円の減額補正をするものです。

また、令和4年度の消費税及び地方消費税について、当初還付される予定としていたところ、浄水場事業費の大幅な減額に伴い、納付の見込みとなったため、消費税及び地方消費税還付金を982万4,000円減額、消費税及び地方消費税を1,699万6,000円増額補正するものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第14号から議案第18号までの報告を終わります。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

議案第14号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第14号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第15号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第15号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第16号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第16号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第17号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第17号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は委員長の報告どおり

り可決されました。

議案第18号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第18号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員長の報告どおり可決されました。

それでは、ここで11時45分まで休憩をしたいと思います。

午前11時29分 休憩

午前11時45分 再開

○議長(加藤博徳) 再開いたします。

~~~~~

日程第20 議案第19号 令和5年度松前町一般会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第21 議案第20号 令和5年度松前町国民健康保険特別会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第22 議案第21号 令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第23 議案第22号 令和5年度松前町介護保険特別会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第24 議案第23号 令和5年度松前町水道事業会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第25 議案第24号 令和5年度松前町下水道事業会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第20、議案第19号令和5年度松前町一般会計予算、日程第21、議案第20号令和5年度松前町国民健康保険特別会計予算、日程第22、議案第21号令和5年

度松前町後期高齢者医療特別会計予算、日程第23、議案第22号令和5年度松前町介護保険特別会計予算、日程第24、議案第23号令和5年度松前町水道事業会計予算及び日程第25、議案第24号令和5年度松前町下水道事業会計予算を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長藤岡緑議員。

**○予算決算常任委員長（藤岡 緑議員）** 去る2月27日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました議案第19号から議案第24号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第19号令和5年度松前町一般会計予算は、総額を117億9,351万4,000円とするものです。

審査の過程において、総務部所管等については、ふるさと納税について返礼品の品目を増やす検討はしているのかとの質疑があり、返礼品は品数では100件を超える品を準備している、引き続き増やすよう努力しているとの答弁がありました。

委員からは、松前町には繊維工場もあり、タグを組めば返礼品が増える、協力してもらえよう協議してはどうかとの意見がありました。

次に、DX推進事業について、令和4年度と事業内容が同じにもかかわらず、地方創生推進交付金155万8,000円の国費がつくのかとの質疑があり、愛媛県・市町DX推進会議協働事業負担金311万7,000円に対し、2分の1の国費がつくことの確認が取れたため申請するものであるとの答弁がありました。

次に、職員数が令和4年度から6人減っている、仕事量が増えているにもかかわらずマイナスというのは妥当なのかとの質疑があり、妥当とは考えていない、国、県からの権限移譲や地方分権で業務は増え、1人当たりの業務過多を総務課としては気にしている、DXの推進、RPAの導入、それに並行して職員採用を行いたいとの答弁がありました。

次に、DX推進・業務効率化促進事業のRPA導入費の内訳について質疑があり、基本的な使用料は140万円から150万円程度、導入時の費用は約170万円、残りがサポート費用となる、サポート費用については運用開始当初は必要だが慣れてくれば不要となる可能性もあるとの答弁がありました。

次に、総合行政システムクラウド化について質疑があり、令和5年1月からのクラウド化により、令和5年度は1年分の予算を計上したため、クラウドに係る使用料が増額し、サーバーの借上料、保守料が減額しているとの答弁がありました。

次に、救急安心センター事業、#7119について質疑があり、専門家からアドバイスを受けられることができる電話相談窓口を、県と県下20市町全体で運用するもので、令和5年7月1日開始を目指している、町民の方への周知は、事業化に併せ県内で足並みを合わせて広報するようにしており、広報まさきやホームページで周知を行いたいとの答弁がありました。



た。

次に、非常備消防一般管理事業について、災害や火災時の消防団員の出動報酬は、消防団員等災害補償金負担金に含まれるのかとの質疑があり、消防団員の年額報酬及び出動報酬は、消防団員報酬2,482万8,000円であるとの答弁がありました。

続きまして、産業建設部所管については、観光物産振興事業について質疑があり、大分県別府市の百貨店において、松山市以外の中予の5市町が連携し物産展を開催するもので、松前町の魅力を知ってもらうため参加するものであるとの答弁がありました。

次に、観光振興育成対策事業について、松前町観光協会に補助金を計上しているが、設立後半年以上たっている、なぜ令和5年度からなのか、またこの補助金は毎年出す考えかとの質疑があり、本格稼働が令和5年度からであるため、補正予算での対応は行わなかった、町の姿勢として応援する考えは変わらないとの答弁がありました。

次に、国土調査事業の48万円と新型コロナウイルス緊急経済対策事業の64万6,000円の財源内訳のその他について質疑があり、国土調査については成果資料交付手数料の充当、新型コロナウイルス緊急経済対策事業については、新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金の繰入金であるとの答弁がありました。

次に、まさき町産業まつり「たわわ祭」について、ニーズに対応するようキッチンカーの出店を考えているとのことだが、出店するに当たり条件があるのではないかとの質疑があり、キッチンカーも様々な車両がある、まだ具体的には何も決まっていない、今後詰めていくことになるとの答弁がありました。

次に、義農大賞について、実行委員会には委員報酬があるのか、実行委員会を立ち上げてもいないのになぜ予算が計上できるのかとの質疑があり、実行委員については自らが賛同して動いていただくため、謝金等は組んでおらず、予算成立後に声かけをさせていただくことを考えているとの答弁がありました。

委員からは、今回の義農大賞の応募用紙に、義農大賞を何で知ったのかという項目を入れてほしい、そうすることにより効果検証がしやすくなるとの意見がありました。

次に、まさき町夏祭り運営支援事業について、まさき音頭の踊り区間の変更は参加団体に確認を取っているのか、まさき音頭とフリースタイルダンスの2部制で実施した場合、参加する人はいるのかとの質疑があり、参加団体に確認は取っていないが、まさき町夏祭り実行委員会では方針変更を決定しており、今回は参加団体へのアンケートや承諾を得るのではなく、参加していただける団体を集めて進めたいと考えている、まさき音頭の参加者は年々減少しており、キッズジャズダンス、フラダンスなど、様々なダンスサークルに参加の声かけをすることで新たな参加者が見込まれるとの答弁がありました。

次に、集客イベントとして伊予高校との連携企画について、事前に伊予高校に依頼をしているのかとの質疑には、正式な依頼はしていないが感触を確かめるため相談はさせてい

ただいた、これからの交渉になるとの答弁がありました。

次に、一般町道等整備（町単）事業について、計画的に公平に進められているかとの質疑があり、一般町道等整備（町単）については、地元からの要望があり、採択した事業を行っている。その中で、同じ地区が重複しないようバランスを取りながら事業を実施している、令和5年度の町道西15号線道路測量設計業務は、地元事業とは別に北黒田海岸の整備に併せ墓地の前の町道を拡幅するものである、これは町が政策的に行う事業であり、令和5年度以降の工事につなげていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、筒井地区幹線排水路改修工事について質疑があり、事業費8,800万円の中には、令和4年度から5年度の2か年の工期で実施している工事で設定した債務負担行為の額と5年度に発注する工事の両方が入っているとの答弁がありました。

次に、公営住宅等長寿命化事業の江川住宅外壁改修工事費の国費について質疑があり、住宅の改修工事には国の補助金対象になる部分とされない部分があり、ベランダに張っている防鳥ネットなどは対象外である、今は工事費の6割分を国補助金の対象と見込んでいる、その2分の1を国費として計上しているとの答弁がありました。

続きまして、教育委員会所管については、学校給食食材費緊急支援事業について、令和6年度以降なくなるのかとの質疑があり、物価上昇が落ち着くまでは物価上昇の様子を見ながら検討していくとの答弁がありました。

委員からは、保護者に負担がかからないよう継続的な予算化に力を入れてほしいとの意見がありました。

次に、学校生活支援員設置事業について、学校生活支援員を7名増員し37名とした理由について質疑があり、対象児童は令和4年度から5名増え100名となっているが、子どもの状況に応じて対応する支援員数が変わってくる、学校の状況を聞き先生方の負担軽減を考えた結果であるとの答弁がありました。

また、7名の増員に対し予算の額が少ないのではないかと、7名確保できるのかとの質疑があり、学校生活支援員の要望を聞き、1人当たりの勤務日数や勤務時間を調整した結果、予算額はあまり上がっていない、7名の募集については現在ホームページ等に掲載し確保に努めているとの答弁がありました。

委員からは、予定どおりの人数確保に努めてほしいとの意見がありました。

地域部活動体制整備事業について、指導者謝金は休日出勤を想定した金額で予算対応しているのか、指導者は何名としているのかとの質疑があり、1時間当たり1,600円で、土、日曜日70日分、人数は4名を想定しているとの答弁がありました。

**○議長（加藤博徳）** 藤岡議員、すいません。

これで午前の答弁を終わらせていただいて、13時30分まで休憩したいと思います。

続きを後でお願いします。

(10番藤岡 緑議員「昼から」の声あり)

はい。昼からお願いします。

(10番藤岡 緑議員「じゃあ、途中になりましたが」の声あり)

すみません。

13時30分まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時30分 再開

○議長(加藤博徳) 再開いたします。

午前に引き続き予算決算常任委員長の報告を求めます。

○予算決算常任委員長(藤岡 緑議員) 次に、G I G Aスクール事業について、学習支援アプリ使用料に対し情報通信技術支援業務の費用が高いのではないかと、それだけの費用対効果があるのかとの質疑があり、情報通信技術支援業務は学習支援アプリ導入のための支援ではなく、学校に導入されているタブレットの使用法の研修や総合的な形で先生方をサポートするもので、効果が高いものであるとの答弁がありました。

また、令和4年度に比べG I G Aスクール事業の予算が増額されているが、その要因はとの質疑があり、令和5年度予算には新規事業として学習支援アプリ使用料が計上されていること、G I G Aスクール事業に計上するのが適切であるインターネット回線使用料等が他の事業科目から組替えられたためであるとの答弁がありました。

次に、学校屋外トイレ防災整備事業について、昨年来、国費や県費の補助でできるようにしたいとの説明を聞いていたが、令和5年度では町の地方債になっている、どのような経緯でこうなったのかとの質疑があり、元利償還金が交付税措置される地方債があり、町にとって負担が少ない有利な方法と考え、令和5年度で北伊予小学校と松前小学校屋外トイレ改修工事を行うこととしたとの答弁がありました。

次に、小学校及び中学校営繕事業について、年度によりばらつきがある、公平に計画的に進められているのかとの質疑があり、学校の要望を聞き、安全性を一番と考え、優先順位をつけて実施しているが、予算に限りがある、補助金も利用しながら事業を進めていきたいとの答弁がありました。

委員からは、確かに安全性は大切だが緊急性、計画性も含めて事業を進めてほしいとの意見がありました。

次に、幼稚園費が令和4年度に比べ増額されている要因は何か、職員の増減があったのかとの質疑があり、年齢による職員給与の増加、光熱水費の上昇、廃棄物処理の費用の増加が要因である、令和4年度から職員数に増減はないとの答弁がありました。

また、幼稚園費は園の統合によってどのくらい減るのかとの質疑があり、施設を管理す

る費用は1園分の光熱水費、委託料等の維持管理費で削減できる、職員の体制等は検討中であるとの答弁がありました。

次に、松前公園施設管理事業の指定管理委託料が減額されているが委託費に変更があったのかとの質疑があり、令和4年度は松前公園体育館の特殊建物定期調査があったため増額されていた、指定管理の委託料に変化はないとの答弁がありました。

次に、文化センター管理事業のふるさとライブラリー図書館システム使用料が令和5年度から予算計上されている、今後毎年使用料を支払うだけの費用対効果はあるのか、メリットは誰にあるのか、町民への周知はできているのかとの質疑があり、新しいシステムでは非対面方式で本の自動貸出しが行え蔵書管理も容易にできる、町民には今後ホームページ等を通じて周知していきたいとの答弁がありました。

委員からは、施設の整備は周知してこそ住民のサービスの向上につながるので、広く周知してほしいとの意見がありました。

続きまして、保健福祉部所管については、地域敬老事業補助事業について、なぜ従来の敬老イベントをやめて補助事業に変更したのか、敬老事業を実施する行政区などに補助金を交付することになるが、区長会に話をした反応はどうだったのかとの質疑があり、これまでは敬老月間である9月に文化センターで敬老イベントを実施していたが、文化センターに足を運べる高齢者に固定化され、多くの高齢者がその恩恵を受けていないという状況であったことを踏まえ、敬老イベントを見直して、新たな事業として地域敬老事業を企画し、一人でも多くの高齢者に恩恵を受けてもらいたいと考えている。また、この事業内容について区長会にはまだ話をしていないが、実施要綱がまとまり次第、地域の敬老事業に活用していただくよう案内していくとの答弁がありました。

また、敬老事業を実施しない行政区については、必ず実施するよう行政からお願いするのかとの質疑があり、現在既に実施している行政区については今回のこの補助金を有効活用していただける、実施していない行政区については今回のこの補助金をきっかけに敬老事業の検討を呼びかけていくとの答弁がありました。

また、従来の敬老イベントはどの程度の予算規模であったのか、今回1人当たりの補助額について1,000円と設定した根拠は何かとの質疑があり、今まで年間130万円前後の予算で開催していた、1,000円は同じような事業を実施している近隣市町とのバランスを考え同額としているとの答弁がありました。

委員からは、今まで敬老イベントに参加していた方でも実施しない行政区であれば行きたくても行けなくなるのではないかと、まず区長会等に話をし町民の声を聞いてから事業を企画すべきではないのかとの意見や、補助事業の情報が地域に行き渡るよう周知してほしいとの意見がありました。

次に、保育士確保事業について、県外からの採用となると移住になると思うが、移住に

対する費用などの補助も考えているのかとの質疑があり、町ではそのような制度はないが、愛媛県の社会福祉協議会が、愛媛県外から愛媛県内の保育士として働く場合は引っ越し費用等を補助する制度があるので、案内したいと考えているとの答弁がありました。

次に、旧学校給食センター解体事業について、今まで利用していた方や団体の今後の活動場所は確保できているのか、跡地利用はどのように考えているのかとの質疑があり、利用していた方々とは、公民館等を利用することや道具の運搬について協議している、跡地利用まではまだ決まっていないとの答弁がありました。

次に、コミュニティバス運行支援事業に対するエミフルMASAKIからの寄附は令和4年度までと聞いていたが、令和5年度以降はどうなるのかとの質疑があり、交渉をし、令和5年度以降も5年間は寄附をしていただけることになったとの答弁がありました。

次に、省エネキャンペーン事業は令和5年度も実施するのかとの質疑があり、令和5年度も対象者数を168人から200人に規模を拡大し実施するとの答弁がありました。

次に、保険課に係る介護保険特別会計繰出金と国民健康保険特別会計繰出金の前年度対比の増減要因について質疑があり、介護保険特別会計繰出金は499万円の増、主な要因は要介護者、要支援者が増えたこと、介護保険システムの更新に伴いクラウドシステム使用料や認定調査費用に係る事務費が増えたこと、実績に基づき低所得者保険料軽減負担金繰出金が増えたことであるとの答弁がありました。国民健康保険特別会計繰出金は568万2,000円の減、主な要因は人件費で、係長級の職員が1名減ったためであるとの答弁がありました。

次に、姉妹都市健康交流事業について、令和4年度は累積歩数競争を6、7、8月で実施したが、なぜ令和5年は実施時期を10、11月に変更するのか、その理由はどの質疑があり、令和4年度の表彰式は10月に開催される健康フォーラムで行うことを決めたため、その時期に実施した、令和5年度は表彰式の時期が変更されたことで実施時期を変更したとの答弁がありました。

また、令和6年度の実施時期についても質疑があり、令和6年度についてはまだ具体的な計画は立てていない、健康フォーラムの時期、表彰式をいつするかによって変わってくると思われるとの答弁がありました。

委員からは、姉妹都市健康交流事業の累積歩数競争では、同じ人が何度も受賞するのではなく、多くの方に受賞のチャンスを広げるため、今後まつまえ町と受賞の条件を話し合ってもらいたいとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第20号令和5年度松前町国民健康保険特別会計予算は、総額を31億3,998万7,000円とするもので、前年度に比べ1億124万7,000円の減となっています。

歳入予算の主なものは、国民健康保険税 4 億8,016万4,000円、県支出金22億9,210万8,000円、繰入金 2 億9,244万5,000円、繰越金7,100万円です。

歳出予算の主なものは、保険給付費22億6,306万7,000円、国民健康保険事業費納付金 7 億8,982万4,000円です。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第21号令和 5 年度松前町後期高齢者医療特別会計予算は、総額 5 億1,659万1,000円とするもので、前年度に比べ846万6,000円の増となっています。

歳入予算の主なものは、後期高齢者医療保険料 3 億7,192万2,000円、繰入金 1 億4,438万6,000円です。

歳出予算の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金 4 億7,654万4,000円、総務費 3,949万6,000円です。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第22号令和 5 年度松前町介護保険特別会計予算は、保険事業勘定を29億6,810万8,000円、介護サービス事業勘定を1,173万8,000円とするものです。前年度に比べ、保険事業勘定は813万7,000円の増、介護サービス事業勘定は13万7,000円の増となっています。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第23号令和 5 年度松前町水道事業会計予算は、収益的収入 4 億4,042万1,000円、収益的支出 4 億3,471万円、資本的収入10億5,957万5,000円、資本的支出12億4,543万円とするものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第24号令和 5 年度松前町下水道事業会計予算は、収益的収入 5 億3,523万円、収益的支出 4 億1,470万4,000円、資本的収入 3 億2,566万4,000円、資本的支出 5 億5,605万3,000円とするものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第19号から議案第24号までの報告を終わります。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

議案第19号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

14番……

(「あるやないやら分からん、聞かないかまいが。討論があるかないか聞いてからじゃろうが」「何しとるんじゃ」「聞きもせんのに先に先に進んで、討論があるかどうか聞いて、それからよ」の声あり)

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

14番伊賀上明治議員。

(「反対か賛成か早から分かるん。焦り過ぎよ」の声あり)

○14番(伊賀上明治議員) 令和5年度一般会計当初予算の中で、何点か疑問に思うことがございますので、反対討論を申し上げます。

義農大賞に対して特に反対ですので、反対の立場で申し上げます。

前回、令和3年度から4年度、岡本町長のトップダウンからの義農大賞の事業と比較し、今回は実行委員会を設置して実施するとの検討をされるようだが、内容にはあまり変わらないように思えます。事業内容を実行委員会で詳細を決定することになるようだが、私には分かりにくく、責任の所在をそらしているだけやというふうにも捉えられます。

実行委員会の負担金800万円について、予算決算常任委員会では説明をある程度受けましたが、そこでは大まかな見積り関係経費を800万円程度にまとめているだけで、曾我部議員が質問事項でこのようなもんを提出させてもろうた。その中に、私が見るのに800万円が先に金額が出て、あとの800万円に合うような金額を提示されて、合計金額が800万円になっておると。予算ありきじゃないかというふうにも捉えられます。

ほで、令和6年度の予算も出ております。合わせて1,500万円ですが、令和6年度の700万円、これも700万円ありきでこの金額は出たようにも、逆に取れば取れます。その点、十分に検討されたのかどうか疑問に思い、反対をするわけでございます。

本事業の詳細を検討した上で、今後、計画推進を決めているのか疑問に思える点と、令和5年、6年度に計画している義農大賞に出す経費、合わせて1,500万円、令和5年度の予算を組むのに財政調整基金から3億数千万円を組み入れなければ予算が組めないというような、昨年度もそうやったと思うんですが、余裕がないのであれば、大変失礼な言い方ですが、11月の再選を決められてからゆっくり公約を実現するために1年遅れでもやった

ほうが我々は納得するのではないかと、もっと余裕を持っていただきたい。

それと、このお金、2年間で1,500万円使うのであれば、まだまだ町長として子育ての支援の充実とか役場の現場環境の改善など、いっぱいあると思うんです。私は優先順位が違うのではないかなというふうにも思います。

ここに、議会広報、12月の議会だよりがあります。その中に、町民の声の中に、町民が素直に思っている言葉があるので、ぜひ紹介させていただきたい。

高齢化社会を支えているのは働き世代、子育て世代です。その世代の方々が、子どもを産み育てやすい環境の充実を図り、行政や議会には働き世代、子育て世代のためにどうすればよいか知恵を出し合って、その世代にとっても魅力ある松前町にさせていただきたい。これは、人口減少は大丈夫かということで筒井のK. Sさんから町民の声をいただいておりますが、私はこの町民の声が一番素直な声じゃと思いますので、提案者は理事者ですので、議会はその提案したものを議決するわけですから、私が1点言いたいのは、議会にも予算を決定する以上責任があるということを議員の皆さんは重々分かっと思っていただいたらと思ひまして、わざわざこの反対討論をさせていただきました。

これは議会広報にも出ると思うんで、町民の方にも知っていただきたいということであえてさせていただきましたので、以上です。議員の皆さんにはお考えをいただいたらと思ひます。

**○議長（加藤博徳）** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番田中周作議員。

**○6番（田中周作議員）** 議案第19号令和5年度松前町一般会計予算案について、委員会の決定に賛成の立場で討論いたします。

まず、一般会計当初予算は令和5年度の基本的な年間予算であり、あらゆる分野の運営に必要な費用が計上されています。この議案を否決すると様々な事業が実施できなくなり、町行政の運営に重大な支障を来します。いずれの費用も町の行政運営に必要であることから計上しているものであって、原案のとおり承認すべきです。

今回、義農大賞事業に係る経費が争点となっていますが、義農大賞は松前町のさらなる発展に向け必要な事業であり、この事業を継続し成長させていくことが大切であると考えております。

義農大賞は昨年度の新規事業であり、成果目標である義農作兵衛の顕彰や松前町の全国的知名度の向上は、僅か1回の実施では成果が得られるものではなく、事業を継続的に実施していくことで徐々に成果が得られるものだと認識しております。

昨年第1回目の表彰式が盛況に終わり、義農大賞という種をまいたところであるため、前回の課題や反省点を踏まえ、さらにこの事業を発展させるために引き続き取り組んでいただきたいと思ひます。



また、私は令和3年第4回定例会における令和3年度松前町一般会計補正予算第9号の賛成討論においても述べましたが、義農大賞を民間でいうところの事業投資だと捉えております。事業投資は、未来を見据え将来の収益につなげるために行います。義農大賞のさらなる広がり期待しております。義農大賞を通じて松前町が全国に知られるようになれば、松前町を訪れる人が増え、それをきっかけに松前町のよさを知り、移り住む人が増えるかもしれません。

新たな事業投資は、費用がかかり、リスクも伴います。しかし、新しいことに挑むことのリスクよりも、立ち止まって何も行動しないリスクのほうがはるかに大きく、前向きに挑戦することにより、試行錯誤しながら進化していくものだと私は認識しております。何もしないことにはリスクありませんが、同時に機会損失であることも忘れてはなりません。

次に、義農大賞に係る経費のうち負担金につきましては、義農大賞をさらに発展させるため、様々な視点を持つ町内団体や機関によって実行委員会を設立し、その団体に負担金を支出し、団体が自主的に義農大賞を運営することは合理的な取組だと思います。

町内の団体や機関が運営の主体となって取り組むことにより、行政主導ではなく民意を反映させた事業となるほか、新たな視点で事業を考えることにより、松前町の全国的知名度の向上につながる効果も期待できます。さらには、義農大賞の当事者が町民になることは、その取組自体によって義農精神の伝承に大きく寄与することになります。行政、民間団体、町民が一体となって取り組む事業としていくため、新たな試みにぜひとも挑戦していただきたいと思います。

また、負担金の内訳など事業計画や予算見積りの不透明さについても、委員会でも審査の過程で御指摘がありましたが、事業計画や予算の執行状況を公表するなど、公開された委員会運営を遂行していただければ、実行委員会方式のほうがより透明性の高い運営体制を構築できるというメリットがあると考えます。そのため、実行委員会におかれましてはそうした運営をお願いできればと思います。

以上のことから、私たち議員としても義農大賞の趣旨を理解し、共に考え、よりよい事業に育てていくことが、松前町の未来につながるものと信じております。

終わりに再度申し上げますが、令和5年度松前町一般会計当初予算案には、義農大賞だけでなく白鶴保育所改築工事、伊予鉄道松前駅前広場の整備、筒井地区雨水貯留施設整備、第8分団消防詰所の新築工事、学校給食会への緊急支援など、町民の皆様のために必要な事業予算が計上されておりますので、原案のとおり承認すべきであると考えております。

以上で私の賛成討論を終わります。

○議長（加藤博徳） ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) これで討論を終わります。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第19号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

ちょっと確認できませんでしたので、もう一度確認いたします。

議案第19号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

(「異議あり言うた」の声あり)

○議長(加藤博徳) 分かりました。

異議がありますので、議案第19号を委員長の報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(加藤博徳) ありがとうございます。

起立多数です。したがって、議案第19号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第20号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第20号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第21号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第21号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第22号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第22号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第23号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第23号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第24号の委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
議案第24号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は委員長の報告どおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午後2時1分 休憩

午後2時2分 再開

○議長(加藤博徳) 村井議員から欠席届が出されましたので、報告いたします。

再開します。

~~~~~

日程第26 議案第25号 松前町監査委員の選任について(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第26、議案第25号松前町監査委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第25号について提案理由を申し上げます。

松前町監査委員安永紀雄氏の任期が、令和5年3月31日をもって満了となるため、同氏を委員として再任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により同意を求めるものです。

参考として本人の経歴を添付しておりますので、御参照ください。

御審議の上、御同意いただきますようお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 提出者の説明を終わります。

議案第25号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第25号を同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は同意することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第27 議案第26号 松前町教育委員会委員の任命について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第27、議案第26号松前町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第26号について提案理由を申し上げます。

松前町教育委員会委員坪内雅子氏の任期が、令和5年3月31日をもって満了となるため、同氏を委員として再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により同意を求めるものです。

参考として本人の経歴を添付しておりますので、御参照ください。

御審議の上、御同意いただきますようお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 提出者の説明を終わります。

議案第26号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第26号を同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は同意することに決定いたしました。

~~~~~

日程第28 議案第27号 令和4年度松前町一般会計補正予算(第13号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

○議長(加藤博徳) 日程第28、議案第27号令和4年度松前町一般会計補正予算第13号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第27号について提案理由を申し上げます。

地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

予算の追加議案書5ページをお開きください。

令和4年度松前町一般会計補正予算第13号は、第8分団消防詰所の建築に関し、年度内の完了が見込めなくなったことから、繰越明許費を追加するものです。このほか、新型コロナウイルスワクチン接種に関し、今後の国の指針が示され、令和5年度においても継続して接種することが決定いたしましたので、集団接種に係る会場設営、運営等業務委託契約やコールセンター業務委託契約などを延長するため、債務負担行為を追加するものです。

以上が補正予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(加藤博徳) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第27号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員

会へ付託しました。

~~~~~

**日程第29 議案第28号 令和5年度松前町一般会計補正予算（第1号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））**

○議長（加藤博徳） 日程第29、議案第28号令和5年度松前町一般会計補正予算第1号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第28号について提案理由を申し上げます。

地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

予算の追加議案書11ページをお開きください。

令和5年度松前町一般会計補正予算第1号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億7,452万5,000円を追加し、総額を119億6,803万9,000円とするものです。

この補正予算は、先ほど述べましたように、国が令和5年度においても新型コロナウイルスワクチンを継続して接種することを決定しましたので、このために必要な経費を追加計上するものです。

以上が補正予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第28号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

なお、議案第27号及び議案第28号の議案の審査は、この後、休憩中に予算決算常任委員会を開催し、審査をお願いいたします。

ここで暫時休憩をします。

午後2時10分 休憩

午後2時59分 再開

○議長（加藤博徳） 本会議を再開いたします。

~~~~~

日程第30 議案第27号 令和4年度松前町一般会計補正予算（第13号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第30、議案第27号令和4年度松前町一般会計補正予算第13号を議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長藤岡緑議員。

○予算決算常任委員長（藤岡 緑議員） 本会議におきまして、予算決算常任委員会に付託されました議案第27号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第27号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第31 議案第28号 令和5年度松前町一般会計補正予算（第1号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第31、議案第28号令和5年度松前町一般会計補正予算第1号を議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長藤岡緑議員。

○予算決算常任委員長（藤岡 緑議員） 本会議におきまして、予算決算常任委員会に付託されました議案第28号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。



審査において特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第28号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は委員長の報告どおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後3時3分 休憩

午後3時4分 再開

○議長（加藤博徳） 再開します。

お諮りします。

ただいま伊賀上明治議員外5人から議員提出議案第1号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。議員提出議案第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 議員提出議案第1号 松前町議会の個人情報の保護に関する条例（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 追加日程第1、議員提出議案第1号松前町議会の個人情報の保護に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

14番伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 議員提出議案第1号松前町議会の個人情報の保護に関する条例。

地方自治法第112条及び松前町議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

令和5年3月15日提出。

松前町議会議長加藤博徳様。

提出者、松前町議会議員伊賀上明治、賛成者、松前町議会議員住田英次、同稲田輝宏、同曾我部秀司、同渡部恵美、同西村元一。

提案理由。

第204回通常国会において、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が可決、成立されたことで、個人情報保護制度に関し、地方公共団体の執行機関は法律改正による新たな個人情報保護法の規定が共通ルールとして直接適用されますが、議会はこの共通ルールの適用対象から除かれることとなりました。

このため、新たな個人情報保護法の施行に併せ、議会における個人情報保護に関する適切な対応を規定するルールが必要となり、松前町議会の個人情報の保護に関する条例を提出することとなりました。

条例の概要を御説明いたします。参考資料も一緒に見ていただけたらと思います。

条例案作成の基本的考え方を御覧ください。

この条例は、新しい個人情報保護法との整合性を図るため、法の第5章行政機関等の義務等各条の規定にほぼ対応する形で策定しており、第1章総則から第6章罰則までの全56条の構成となっています。最後に附則で施行日を定めています。関係機関と協議、調整した内容を踏まえ、条例の素案を作成しました。

条例全部を説明しますと相当時間がかかりますので、重要な部分を抜粋し、理解していただきますので、御確認ください。

第1章総則です。

第1条、目的。この条例は松前町議会、以下議会という、における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利、利益を保護することを目的とすると松前町議会に共通する最小限の目的を規定しています。第2条、定義。個人情報など条例で使用される用語を定義しています。全部で13項目になりますが、以下説明は省略させていただきます。第3条、議会の責務。議会はその保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする議会の責務を規定しています。

第2章、ここでは個人情報等の取扱いについてです。

第4条、個人情報の保有の制限等。個人情報を保有するに当たり、その利用目的をできる限り特定します。第5条、利用目的の明示。個人情報を取得するとき、利用目的を明示する旨の規定をしています。第6条、不適切な利用の禁止から第16条、匿名加工情報の取扱いに係る義務。以下、省略をさせていただきます。

第3章は、個人情報ファイルについてです。

個人情報ファイルは、第2条第5項で定義しているように、保有個人情報を含む情報の集合体です。第17条、個人情報ファイル簿の作成及び公表。作成する帳簿の明記事項及び公表について規定しております。

第4章は、開示、訂正及び利用停止についてです。

ここでは、4つの節に分類しています。第1節では、第18条から第30条の中で開示について。第2節では、第31条から37条の中で訂正について。第3節では、第38条から第43条の中で利用停止について。第4節では、第44条から第46条で審査請求について。以上の内容で規定を行っています。18条、開示請求権。何人も自己を本人とする議会保有の個人情報の開示を請求できるなど、必要事項を規定しています。第19条、開示請求の手続。開示請求の手続に必要な開示請求書の書面の内容を規定。第20条、保有個人情報の開示義務から第46条、第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等、以下説明を省略します。

第5章は、雑則についてです。

第47条、適用除外から第51条、委任、以下説明を省略させていただきます。

第6章は、罰則についてです。

それぞれの事案に対する罰則を規定しています。第52条から第56条。

附則、この条例は令和5年4月1日から施行します。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑に移ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議員提出議案第1号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩に入ります。

午後3時14分 休憩

午後3時14分 再開

○議長(加藤博徳) 再開いたします。

~~~~~

### 日程第32 議員派遣の件

○議長(加藤博徳) 日程第32、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元にお配りしたとおり派遣することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元にお配りしましたとおり派遣することに決定しました。

なお、研修内容等については、変更が生じた場合、議長において判断したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたします。

お諮りします。

各常任委員会が、松前町委員会条例に規定する所管事項のため閉会中に調査研究を実施することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をいたしました。

お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中に審査することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

閉会に当たり、町長から御挨拶があります。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議長の許可をいただきましたので、令和5年第1回定例会の閉会に

当たりまして御挨拶を申し上げます。

議員各位には、終始熱心に御審議をいただきまして誠にありがとうございました。おかげをもちまして提案させていただきました全ての議案につきまして議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。今議会で賜りました御意見や御提言につきましては、今後の町政運営に当たりまして十分配慮してまいります。

さて、新型コロナウイルス感染症について、国は一昨日の3月13日から、感染防止のためのマスク着用の考え方を見直し、マスクの着用については個人の主体的な選択を尊重し、基本的には個人の判断に委ねるとしてしています。その一方で、高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、マスクの着用が効果的な場面を例示し、その場面でのマスク着用を推奨しています。

マスクを着用するかどうかは、それぞれの生活スタイルや生活の場面に応じて町民の皆様判断に委ねられることとなりますので、町民の皆様におかれましては適切な判断をお願い申し上げます。

また、感染症は完全に収まったわけではありませんので、3密回避、ソーシャルディスタンスの確保、部屋の換気といった基本的な感染対策は引き続き継続していただきますようお願い申し上げます。

終わりに、議員各位におかれましては、今後も町政の推進に御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） これにて令和5年松前町議会第1回定例会を閉会いたします。

午後3時19分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 稲 田 輝 宏

松前町議会議員 藤 岡 緑